

第22回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	専決処分 報 告	予 算	条 例	その他	計
件 数	1	29	37	9	76

(2) 議案の名称

<専決処分報告>

報告第 1号 平成24年度尼崎市一般会計補正予算(第5号)

<予算>

(平成25年度予算)

- 議案第 1号 平成25年度尼崎市一般会計予算
- 議案第 2号 平成25年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費予算
- 議案第 3号 平成25年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費予算
- 議案第 4号 平成25年度尼崎市特別会計育英事業費予算
- 議案第 5号 平成25年度尼崎市特別会計農業共済事業費予算
- 議案第 6号 平成25年度尼崎市特別会計都市整備事業費予算
- 議案第 7号 平成25年度尼崎市特別会計公共用地先行取得事業費予算
- 議案第 8号 平成25年度尼崎市特別会計公害病認定患者救済事業費予算
- 議案第 9号 平成25年度尼崎市特別会計母子及び寡婦福祉資金貸付事業費予算
- 議案第10号 平成25年度尼崎市特別会計青少年健全育成事業費予算
- 議案第11号 平成25年度尼崎市特別会計介護保険事業費予算
- 議案第12号 平成25年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費予算
- 議案第13号 平成25年度尼崎市特別会計駐車場事業費予算
- 議案第14号 平成25年度尼崎市特別会計廃棄物発電事業費予算
- 議案第15号 平成25年度尼崎市特別会計競艇場事業費予算
- 議案第16号 平成25年度尼崎市水道事業会計予算
- 議案第17号 平成25年度尼崎市工業用水道事業会計予算
- 議案第18号 平成25年度尼崎市自動車運送事業会計予算

- 議案第 19 号 平成 25 年度尼崎市下水道事業会計予算
(平成 24 年度補正予算)
- 議案第 20 号 平成 24 年度尼崎市一般会計予算(第 6 号)
- 議案第 21 号 平成 24 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費予算(第 1 号)
- 議案第 22 号 平成 24 年度尼崎市特別会計都市整備事業費予算(第 1 号)
- 議案第 23 号 平成 24 年度尼崎市特別会計青少年健全育成事業費予算(第 1 号)
- 議案第 24 号 平成 24 年度尼崎市特別会計介護保険事業費予算(第 2 号)
- 議案第 25 号 平成 24 年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費予算(第 1 号)
- 議案第 26 号 平成 24 年度尼崎市特別会計駐車場事業費予算(第 1 号)
- 議案第 27 号 平成 24 年度尼崎市特別会計競艇場事業費予算(第 1 号)
- 議案第 28 号 平成 24 年度尼崎市自動車運送事業会計予算(第 1 号)
- 議案第 29 号 平成 24 年度尼崎市下水道事業会計予算(第 1 号)
- < 条例 >
- 議案第 30 号 尼崎市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 31 号 尼崎市消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 32 号 尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第 33 号 尼崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 34 号 尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 35 号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 36 号 尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 37 号 市長及び副市長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 38 号 尼崎市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例及び尼崎市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 39 号 尼崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 40 号 尼崎市新型インフルエンザ等対策本部条例について
- 議案第 41 号 尼崎市暴力団排除条例について
- 議案第 42 号 尼崎市老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 43 号 尼崎市市税条例の一部を改正する条例について

- 議案第 4 4 号 尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 5 号 尼崎市立公民館の設置及び管理に関する条例について
- 議案第 4 6 号 尼崎市立身体障害者福祉会館条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 7 号 尼崎市立身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 8 号 尼崎市障害者自立支援認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 9 号 尼崎市障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 0 号 尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 1 号 尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 2 号 尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 3 号 尼崎市子ども・子育て審議会条例について
- 議案第 5 4 号 尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 5 号 尼崎市立青少年いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 6 号 尼崎市立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 7 号 尼崎市立富松住宅管理基金条例について
- 議案第 5 8 号 尼崎市立女性・勤労婦人センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 9 号 尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 0 号 尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 1 号 尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 2 号 尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 3 号 尼崎市環境影響評価等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 6 4 号 尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 5 号 尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 6 号 尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

<その他>

- 議案第 6 7 号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第 6 8 号 工事請負契約について（立花北小学校管理棟等耐震補強工事）
- 議案第 6 9 号 訴えの提起について（災害援護資金貸付金返還請求事件）
- 議案第 7 0 号 尼崎市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について
- 議案第 7 1 号 訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）
- 議案第 7 2 号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第 7 3 号 あらたに生じた土地の確認について
- 議案第 7 4 号 あらたに生じた土地の既存の町の区域への編入について
- 議案第 7 5 号 訴えの提起について（損害賠償請求事件）

2 その他の報告

(1) 議会の指定に基づく専決処分

- ・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故	3 件	3 1 4 , 2 0 0 円
その他の事故	4 件	5 6 5 , 6 2 3 円
- ・ 災害援護資金貸付金の支払督促の申立てから移行する訴えの提起等

訴えの提起	1 件
-------	-----

3 追加提出予定案件

<予算>

- ・ 平成 2 4 年度尼崎市一般会計補正予算（第 7 号）

<その他>

- ・ 工事請負契約について（尼崎学園改築等工事）

<人事>

- ・ 尼崎市監査委員の選任
- ・ 人権擁護委員の候補者の推薦

第 2 2 回尼崎市議会定例会

議案説明資料

<平成25年2月定例会>

種 別	専決処分報告	番 号	報告第1号	所 管	資源循環課																
件 名	専決処分について(平成24年度尼崎市一般会計補正予算(第5号))																				
内 容																					
1	専決処分理由 ごみ焼却施設建設工事の指名競争入札での談合に係る損害賠償請求訴訟の判決確定後、本市を相手取り提起された弁護士費用請求訴訟の判決が確定したことにより、原告に対し、判決確定額を支払うため、急施を要したので、補正予算について専決処分したもの。																				
2	専決処分日 平成24年12月21日																				
3	補正予算の規模 <div style="text-align: right;">(単位：千円)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">現在予算額</th> <th style="width: 33%;">補正予算額</th> <th style="width: 33%;">補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">193,675,331</td> <td style="text-align: center;">37,338</td> <td style="text-align: center;">193,712,669</td> </tr> </tbody> </table>					現在予算額	補正予算額	補正後予算額	193,675,331	37,338	193,712,669										
現在予算額	補正予算額	補正後予算額																			
193,675,331	37,338	193,712,669																			
4	歳入歳出補正予算額 <div style="text-align: right;">(単位：千円)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">歳 入</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">歳 出</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">款</th> <th style="width: 25%;">補正予算額</th> <th style="width: 25%;">款</th> <th style="width: 25%;">補正予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方交付税</td> <td style="text-align: center;">37,338</td> <td>総務費</td> <td style="text-align: center;">37,338</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">37,338</td> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">37,338</td> </tr> </tbody> </table>					歳 入		歳 出		款	補正予算額	款	補正予算額	地方交付税	37,338	総務費	37,338	合 計	37,338	合 計	37,338
歳 入		歳 出																			
款	補正予算額	款	補正予算額																		
地方交付税	37,338	総務費	37,338																		
合 計	37,338	合 計	37,338																		
5	補正予算の内容 (1) 歳入歳出予算 総務費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士費用支出金 37,338千円 弁護士費用請求訴訟の判決確定額の支払経費 																				

<平成25年2月定例会>

種別	予算	番号	議案第1号～第19号	所管	
件名	平成25年度 当初予算				
内 容					
(単位：千円)					
区 分		当初予算額		前年度比	
一	般	会	計	196,640,000	102.0%
特	別	会	計	192,148,253	102.5%
	国民健康保険事業費			55,119,551	99.8%
	地方卸売市場事業費			387,518	94.4%
	育英事業費			8,727	109.1%
	農業共済事業費			19,505	103.0%
	都市整備事業費			1,920,899	84.8%
	公共用地先行取得事業費			5,329,481	64.3%
	公害病認定患者救済事業費			53,067	98.6%
	母子及び寡婦福祉資金貸付事業費			23,366	99.9%
	青少年健全育成事業費			6,846	108.0%
	介護保険事業費			34,084,521	104.5%
	後期高齢者医療事業費			4,625,115	103.3%
	駐車場事業費			353,087	92.8%
	廃棄物発電事業費			632,837	185.1%
	競艇場事業費			89,583,733	107.4%
企	業	会	計	35,819,019	90.0%
	水道事業			11,421,789	92.9%
	工業用水道事業			2,183,877	87.5%
	自動車運送事業			2,954,474	97.1%
	下水道事業			19,258,879	87.7%
合		計		424,607,272	101.1%

<平成25年2月定例会>

種 別	予 算	番 号	議案第20号~第29号	所 管	
件 名	平成24年度 補正予算				
内 容					
(単位:千円)					
		区 分	補正予算額		
一	般	会 計 (第6号)	1,800,953		
特	別	会 計	1,892,190		
		国民健康保険事業費(第1号)	446,687		
		都市整備事業費(第1号)	1,232,344		
		青少年健全育成事業費(第1号)	99		
		介護保険事業費(第2号)	408,945		
		後期高齢者医療事業費(第1号)	119,718		
		駐車場事業費(第1号)	3,850		
		競艇場事業費(第1号)	821,255		
企	業	会 計	667,815		
		自動車運送事業(第1号)	29,164		
		下水道事業(第1号)	696,979		

平成24年度 2月補正の概要

一般会計補正予算（補正6号）

（補正の概要）

歳入において、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税が約12億円、法人市民税等の市税が約4億円それぞれ増収となったこと、また歳出においては、入札差金や執行残など、歳入・歳出全般にわたり決算見込みに基づき整理することにより、財源対策として現在措置している基金繰入金約18億円を全額削減するとともに、現時点における剰余見込額70百万円を減債基金へ積み立てる。

そのほか、国の東日本大震災復興特別会計等の予備費の使用による国庫補助の追加内示に伴う学校施設耐震化事業などの前倒しを行う。

（歳入の主なもの）

実質的な地方交付税（臨時財政対策債含む）の増	1,203 百万円
学校施設環境改善交付金	533 百万円
財政調整基金・公共施設整備基金の取崩しを全額削減	1,792 百万円

（歳出の主なもの）

国の追加内示などに伴う学校施設耐震化事業費	807 百万円
障害者（児）自立支援事業費	352 百万円
投資的経費、經常経費の執行差金、契約差金、不用見込みとなる経費の減額補正	

1 補正予算の規模

（単位：千円）

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
193,712,669	1,800,953	191,911,716

2 歳入歳出補正予算額

（単位：千円）

歳 入		歳 出	
款	補正予算額	款	補正予算額
市税	437,000	議会費	9,165
配当割交付金	64,000	総務費	255,793
地方交付税	2,005,047	民生費	921,490
分担金及び負担金	142	衛生費	87,024
国庫支出金	356,423	労働費	10,978
県支出金	98,709	農林水産業費	2,949
財産収入	12,832	商工費	348,489
寄付金	38,091	土木費	874,426
繰入金	1,793,371	消防費	61,272
諸収入	296,827	教育費	577,010
市債	1,786,787	公債費	363,393
		諸支出金	45,430
合 計	1,800,953	合 計	1,800,953

3 主な事業（50,000千円以上の増減のあるもの）

（単位：千円）

	事 項	補 正 額
1	生活保護扶助費	414,760
2	中小企業資金融資制度関係事業費	334,244
3	長洲久々知線立体交差等道路整備事業費	319,848
4	市債利子	318,519
5	子ども手当給付関係事業費	308,285
6	人件費	303,364
7	児童手当給付関係事業費	288,633
8	戸ノ内地区整備事業費	252,307
9	市立定時制高等学校教育の推進事業費	132,738
10	庄下川都市基盤河川改修事業費	93,000
11	児童扶養手当給付関係事業費	68,541
12	公害病補償事業費	62,890
13	下水道事業会計補助金	56,546
14	減債基金積立金	51,601
15	予防接種事業費	65,363
16	学校適正規模・適正配置推進事業費	77,000
17	臨時職員賃金等	127,630
18	税外収入還付金	327,552
19	障害者（児）自立支援事業費	351,825
20	学校施設耐震化事業費	807,111

4 繰越明許費の補正

（追 加）

（単位：千円）

	事 業 名	補 正 額
1	特別養護老人ホーム等整備事業	297,000
2	保育環境改善事業	147,114
3	道路橋りょう維持管理事業	38,000
4	庄下川都市基盤河川改修事業	117,460
5	既設市営住宅駐車場設置事業	46,855
6	戸ノ内地区改良事業	264,917
7	各種施設整備事業(小学校)	3,592
8	学校適正規模・適正配置推進事業(小学校)	77,000
9	給食室整備事業	24,559
10	学校施設耐震化事業(中学校)	144,838
11	学校施設耐震化事業(幼稚園)	68,524

（変 更）

（単位：千円）

	事 業 名	補 正 額	
1	学校施設耐震化事業（小学校）	（補正前）	1,032,100
		（補正額）	1,042,214
		（補正後）	2,074,314

5 債務負担行為の補正

(追加) (単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	平成24年度における地方債証券の共同発行について、平成24年度以降平成30年度までの間、元金2,400,000千円及びこれに対する利子相当額の債務を連帯して負うものとする。	

(変更) (単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
小学校施設耐震化事業	平成26年度	3,918,807	平成26年度	3,416,937
給食室整備事業	平成25年度	13,702	平成25年度	8,271

6 市債の補正

(変更) (単位:千円)

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
学校施設整備事業費	限度額	3,904,200	限度額	4,112,900

特別会計補正予算(7会計)

1,892,190 千円

1 国民健康保険事業費(補正1号)

446,687 千円

(単位:千円)

	事 項	補 正 額
1	人件費	52,830
2	療養給付費負担金等返還金	488,563
3	臨時職員賃金等	10,954

2 都市整備事業費(補正1号)

1,232,344 千円

(単位:千円)

	事 項	補 正 額
1	一般会計繰出金	1,300,000
2	公共施設整備基金積立金	67,656

3 青少年健全育成事業費(補正1号)

99 千円

(単位:千円)

	事 項	補 正 額
1	青少年健全育成基金積立金	99

4 介護保険事業費（補正2号）

408,945 千円

（単位：千円）

	事 項	補 正 額
1	人件費	12,036
2	介護サービス等給付費	291,321
3	介護給付費準備基金積立金	157,644
4	高齢者二次予防事業費	8,494
5	認定調査委託料	3,595
6	成年後見制度利用支援事業費	2,152
7	介護相談員派遣事業費	1,590
8	高額介護サービス費	64,465
9	一般管理費（人件費除く）	3,186
10	審査支払手数料	236

5 後期高齢者医療事業費（補正1号）

119,718 千円

（単位：千円）

	事 項	補 正 額
1	保険料等負担金	116,991
2	特別対策補助金返還金	1,633
3	保険基盤安定拠出金	1,094

6 駐車場事業費（補正1号）

3,850 千円

（単位：千円）

	事 項	補 正 額
1	指定管理者管理運営事業費	3,850

7 競艇場事業費（補正1号）

821,255 千円

（単位：千円）

	事 項	補 正 額
1	人件費	6,670
2	勝舟投票券払戻金	1,285,305
3	日本財団交付金	64,588
4	地方公共団体金融機構納付金	38,298
5	モーターボート競走会交付金	35,419
6	競艇開催費	11,401
7	競艇場施設整備等基金費	310,014
8	競艇場管理費（人件費除く）	237,412
9	都市整備事業費会計繰出金	73,000

企業会計補正予算（2会計）

667,815 千円

1 自動車運送事業会計（補正1号）

29,164 千円

（単位：千円）

	事業名	補正額
1	職員給与費	2,977
2	物件費	23,922
3	特別損失	50,586
4	建設改良費	477

2 下水道事業会計（補正1号）

696,979 千円

（単位：千円）

	事業名	補正額
1	職員給与費	49,915
2	物件費	56,064
3	企業債償還金	591,000

<平成25年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第30号	所 管	財政課
件 名	尼崎市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>当該基金は、本市の公共施設の整備及び公共事業の円滑かつ効率的な執行を図るために設置しているもので、基金の処分については、大規模な公共施設の整備に必要な財源に充てるとき等に限り、行うことができるものとしている。</p> <p>しかしながら、平成20年度から平成24年度までの間に限っては、財源対策の手段の一つとして、本市又は本市が出資する法人の施設整備に関連する負債処理等にも活用できるよう処分の特例を規定している。</p> <p>現在、本市は平成25年度以降も収支不足が見込まれる状況にあり、行財政改革とともに、引き続き一定の財源対策が必要となることから、基金の処分の特例期間を延長するため、本条例の一部を改正するもの。</p>				
2	<p>改正内容</p> <p>基金の処分の特例期間について、平成24年度までから平成28年度までに改める。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

尼崎市公共施設整備基金条例

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(処分の特例)</p> <p>2 第 6 条の規定にかかわらず、基金は、平成 20 年度から平成 28 年度までの間において、本市又は本市が出資する法人の施設の整備等により生じた債務の支払に係る経費の財源に充てるとき(同条各号に掲げる場合を除く。)は、その一部を処分することができる。</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(処分の特例)</p> <p>2 第 6 条の規定にかかわらず、基金は、平成 20 年度から平成 24 年度までの間において、本市又は本市が出資する法人の施設の整備等により生じた債務の支払に係る経費の財源に充てるとき(同条各号に掲げる場合を除く。)は、その一部を処分することができる。</p>

< 平成 2 5 年 2 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 3 1 号	所 管	法制課
件 名	尼崎市消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)の制定に伴い、本市関係条例において引用している障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の題名の改正及び条項の移動が生じることから、次に掲げる条例の規定の整理を行うもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>次に掲げる条例の規定中、障害者自立支援法の題名又は条項を引用している箇所についてそれぞれ改正を行う。</p> <p>(1) 尼崎市消防団員等公務災害補償条例</p> <p>(2) 尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p> <p>(3) 尼崎市立身体障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例</p> <p>3 施行期日</p> <p>(1) 2のうち障害者自立支援法の題名の改正規定 平成25年4月1日</p> <p>(2) (1)以外の改正規定 平成26年4月1日</p>					

尼崎市消防団員等公務災害補償条例

1 平成25年4月1日施行内容

改正後	現 行
<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令(平成18年総務省令第110号。以下「省令」という。)</p> <p>別表第3の下欄に掲げる程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、本市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(以下「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令(平成18年総務省令第110号。以下「省令」という。)</p> <p>別表第3の下欄に掲げる程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、本市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(以下「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>

2 平成26年4月1日施行内容

改正後	現 行
<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令(平成18</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令(平成18</p>

<p>年総務省令第110号。以下「省令」という。)別表第3の下欄に掲げる程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、本市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(以下「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>年総務省令第110号。以下「省令」という。)別表第3の下欄に掲げる程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、本市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(以下「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

1 平成25年4月1日施行内容

改正後	現 行
<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(以下「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 略</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(以下「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 略</p>

2 平成26年4月1日施行内容

改正後	現 行
<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金</p>

<p>額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 略</p>	<p>額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 略</p>
---	---

尼崎市立身体障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例

改正後	現 行
<p>（事業）</p> <p>第4条 センターは、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 身体障害者に対して<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）を行う事業</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>（事業）</p> <p>第4条 センターは、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 身体障害者に対して<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）を行う事業</p> <p>(2)・(3) 略</p>

< 平成 2 5 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 3 2 号	所 管	行政管理課
件 名	尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由 事務事業の執行体制の効率化等により、職員定数の削減を行う。					
2 改正内容					
部 局		改正	現行	増減	
市長の事務部局の職員 [うち、福祉事務所の職員]		1,955 [136]	1,970 [134]	15 [2]	
監査委員の事務部局の職員		12	13	1	
教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に 属する学校その他の教育機関の事務部局の職員		295	302	7	
教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員		257	262	5	
(参考)					
その他改正を行わなかった部局		765	765	0	
条例定数の総数		3,284	3,312	28	
3 職員定数増減(28)の主な内訳					
市長事務部局 (15)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所民間移管 ・ じんかい収集運搬業務の見直し ・ 尼崎 2 1 世紀の森構想推進事業の見直し ・ 市民課郵送業務の見直し ・ 総合計画策定業務の終息 ・ 次期行財政改革計画策定業務の終息 など 				
監査事務部局 (1)	・ 監査業務の執行体制の見直し				
教育委員会事務部局 (7)	・ 小学校給食調理業務の見直し など				
教育委員会教員 (5)	・ 市立全日制高等学校の見直し				
4 施行期日 平成 2 5 年 4 月 1 日					

尼崎市職員定数条例

改正後	現 行
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>1,955</u>人 うち福祉事務所の職員 <u>136</u>人</p> <p>(2) 水道局の職員 164人</p> <p>(3) 交通局の職員 144人</p> <p>(4) 議会の事務部局の職員 19人</p> <p>(5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 10人</p> <p>(6) 監査委員の事務部局の職員 <u>12</u>人</p> <p>(7) 農業委員会の事務部局の職員 2人</p> <p>(8) 公平委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>(9) 消防部局の職員 消防職員 425人 消防団員 1,000人 計 1,425人</p> <p>(10) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員 <u>295</u>人</p> <p>(11) 教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員 <u>257</u>人 休職又は休務中の員数は定員外とする。 任命権者は必要に応じ第1項の定数の外に臨時事業に対して臨時の職員を雇傭することができる。</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>1,970</u>人 うち福祉事務所の職員 <u>134</u>人</p> <p>(2) 水道局の職員 164人</p> <p>(3) 交通局の職員 144人</p> <p>(4) 議会の事務部局の職員 19人</p> <p>(5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 10人</p> <p>(6) 監査委員の事務部局の職員 <u>13</u>人</p> <p>(7) 農業委員会の事務部局の職員 2人</p> <p>(8) 公平委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>(9) 消防部局の職員 消防職員 425人 消防団員 1,000人 計 1,425人</p> <p>(10) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員 <u>302</u>人</p> <p>(11) 教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員 <u>262</u>人 休職又は休務中の員数は定員外とする。 任命権者は必要に応じ第1項の定数の外に臨時事業に対して臨時の職員を雇傭することができる。</p>

< 平成 2 5 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 3 3 号	所 管	給与課										
件 名	尼崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例について														
内 容															
<p>1 改正理由</p> <p>国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)の施行に伴い、国家公務員に準じた退職手当制度の改正等を実施するため、所要の整備を行う。</p> <p>2 改正する条例</p> <p>(1) 尼崎市職員退職手当支給条例</p> <p>(2) 尼崎市教育職員の退職手当に関する条例</p> <p>(3) 尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成16年尼崎市条例第14号、平成19年尼崎市条例第6号)</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>(1) 退職手当の調整率の引下げ及び適用範囲の改正</p> <p>官民の均衡を図るために設けられている調整率を次のとおり段階的に引下げることにより、退職手当の支給率を引下げる。(定年・勸奨・公務外死亡の支給率は裏面)</p> <table border="1" data-bbox="285 1332 1129 1581"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 行</td> <td>104 / 100</td> </tr> <tr> <td>H25.4.1 ~ H26.3.31</td> <td>98 / 100</td> </tr> <tr> <td>H26.4.1 ~ H27.3.31</td> <td>92 / 100</td> </tr> <tr> <td>H27.4.1以降</td> <td>87 / 100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 早期退職者にかかる退職手当の加算割合及び対象年齢等の改正</p> <p>早期退職者にかかる退職手当の加算割合を1年につき3%を超えない範囲内で市長が別に定める割合(現行2%)に改正するとともに、その要件を、勤続20年以上かつ45歳以上(現行、勤続25年以上かつ50歳以上)に改正する。</p> <p>4 施行期日</p> <p>平成25年4月1日</p>						期 間	調整率	現 行	104 / 100	H25.4.1 ~ H26.3.31	98 / 100	H26.4.1 ~ H27.3.31	92 / 100	H27.4.1以降	87 / 100
期 間	調整率														
現 行	104 / 100														
H25.4.1 ~ H26.3.31	98 / 100														
H26.4.1 ~ H27.3.31	92 / 100														
H27.4.1以降	87 / 100														

退職手当支給率新旧比較表（H25.4.1以降）

定年・勲奨・公務外死亡							
勤続 年数	現行	H25.4.1-H26.3.31		H26.4.1-H27.3.31		H27.4.1以降	
	104/100 (勤続20年以上)	98/100	増減	92/100	増減	87/100	増減
	(A)	(B)	(B)-(A)	(C)	(C)-(A)	(D)	(D)-(A)
1	1.00000	0.98000	0.02000	0.92000	0.08000	0.87000	0.13000
2	2.00000	1.96000	0.04000	1.84000	0.16000	1.74000	0.26000
3	3.00000	2.94000	0.06000	2.76000	0.24000	2.61000	0.39000
4	4.00000	3.92000	0.08000	3.68000	0.32000	3.48000	0.52000
5	5.00000	4.90000	0.10000	4.60000	0.40000	4.35000	0.65000
6	6.00000	5.88000	0.12000	5.52000	0.48000	5.22000	0.78000
7	7.00000	6.86000	0.14000	6.44000	0.56000	6.09000	0.91000
8	8.00000	7.84000	0.16000	7.36000	0.64000	6.96000	1.04000
9	9.00000	8.82000	0.18000	8.28000	0.72000	7.83000	1.17000
10	10.00000	9.80000	0.20000	9.20000	0.80000	8.70000	1.30000
11	13.87500	13.59750	0.27750	12.76500	1.11000	12.07125	1.80375
12	15.25000	14.94500	0.30500	14.03000	1.22000	13.26750	1.98250
13	16.62500	16.29250	0.33250	15.29500	1.33000	14.46375	2.16125
14	18.00000	17.64000	0.36000	16.56000	1.44000	15.66000	2.34000
15	19.37500	18.98750	0.38750	17.82500	1.55000	16.85625	2.51875
16	21.37500	20.94750	0.42750	19.66500	1.71000	18.59625	2.77875
17	23.37500	22.90750	0.46750	21.50500	1.87000	20.33625	3.03875
18	25.37500	24.86750	0.50750	23.34500	2.03000	22.07625	3.29875
19	27.37500	26.82750	0.54750	25.18500	2.19000	23.81625	3.55875
20	30.55000	28.78750	1.76250	27.02500	3.52500	25.55625	4.99375
21	32.63000	30.74750	1.88250	28.86500	3.76500	27.29625	5.33375
22	34.71000	32.70750	2.00250	30.70500	4.00500	29.03625	5.67375
23	36.79000	34.66750	2.12250	32.54500	4.24500	30.77625	6.01375
24	38.87000	36.62750	2.24250	34.38500	4.48500	32.51625	6.35375
25	41.34000	38.95500	2.38500	36.57000	4.77000	34.58250	6.75750
26	43.21200	40.71900	2.49300	38.22600	4.98600	36.14850	7.06350
27	45.08400	42.48300	2.60100	39.88200	5.20200	37.71450	7.36950
28	46.95600	44.24700	2.70900	41.53800	5.41800	39.28050	7.67550
29	48.82800	46.01100	2.81700	43.19400	5.63400	40.84650	7.98150
30	50.70000	47.77500	2.92500	44.85000	5.85000	42.41250	8.28750
31	52.57200	49.53900	3.03300	46.50600	6.06600	43.97850	8.59350
32	54.44400	51.30300	3.14100	48.16200	6.28200	45.54450	8.89950
33	56.31600	53.06700	3.24900	49.81800	6.49800	47.11050	9.20550
34	58.18800	54.83100	3.35700	51.47400	6.71400	48.67650	9.51150
35	59.28000	55.86000	3.42000	52.44000	6.84000	49.59000	9.69000
36	59.28000	55.86000	3.42000	52.44000	6.84000	49.59000	9.69000
37	59.28000	55.86000	3.42000	52.44000	6.84000	49.59000	9.69000
38	59.28000	55.86000	3.42000	52.44000	6.84000	49.59000	9.69000
39	59.28000	55.86000	3.42000	52.44000	6.84000	49.59000	9.69000
40	59.28000	55.86000	3.42000	52.44000	6.84000	49.59000	9.69000
41	59.28000	55.86000	3.42000	52.44000	6.84000	49.59000	9.69000
42	59.28000	55.86000	3.42000	52.44000	6.84000	49.59000	9.69000
43	59.28000	55.86000	3.42000	52.44000	6.84000	49.59000	9.69000
44	59.28000	55.86000	3.42000	52.44000	6.84000	49.59000	9.69000
45	59.28000	55.86000	3.42000	52.44000	6.84000	49.59000	9.69000

支給率は全て調整率を乗じた率

尼崎市職員退職手当支給条例

改正後			現 行		
<p>(定年前早期退職者に係る退職手当の基本額の特例)</p> <p>第4条の3 <u>第3条第1項又は第4条第1項の規定に該当する者のうち、定年に達する日以後の最初の3月31日の1年前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p>			<p>(定年前早期退職者に係る退職手当の基本額の特例)</p> <p>第4条の3 第4条第1項の規定に該当する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
<p><u>第3条第1項及び第4条第1項</u></p>	<p>退職日給料月額</p>	<p>退職日給料月額と退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額との合計額</p>	<p>第4条第1項</p>	<p>退職日給料月額</p>	<p>退職日給料月額と退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額との合計額</p>
<p>第4条の2第1項第1号</p>	<p>及び特定減額前給料月額</p>	<p>及び特定減額前給料月額と特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を超えない範囲内</p>	<p>第4条の2第1項第1号</p>	<p>及び特定減額前給料月額</p>	<p>及び特定減額前給料月額と特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額と</p>

		で市長が別に定める割合を乗じて得た額との合計額			の合計額
第4条の2 第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額と退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額との合計額	第4条の2 第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額と退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額との合計額
第4条の2 第1項第2号イ	前号に掲げる	略	第4条の2 第1項第2号イ	前号に掲げる	略
<p>第5条の3 第4条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>第5条の3 第4条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第5条	第2条から第4条まで	略	第5条	第2条から第4条まで	略
	退職日給料月額	退職日給料月額と退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて		退職日給料月額	退職日給料月額と退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額との合計額

		得た額との合計額			
	これら	略		これら	略
第5条の2 各号列記以 外の部分	第4条の2 第1項	略	第5条の2 各号列記以 外の部分	第4条の2 第1項	略
	同項第2号 イ	略		同項第2号 イ	略
	同項の	略		同項の	略
第5条の2 第1号	特定減額前 給料月額	特定減額前給料月 額と特定減額前給 料月額に退職の日 において定められ ているその者に係 る定年と退職の日 におけるその者の 年齢との差に相当 する年数1年につ き <u>100分の3を超え ない範囲内で市長 が別に定める割合</u> を乗じて得た額と の合計額	第5条の2 第1号	特定減額前 給料月額	特定減額前給料月 額と特定減額前給 料月額に退職の日 において定められ ているその者に係 る定年と退職の日 におけるその者の 年齢との差に相当 する年数1年につ き <u>100分の2を乗じ て得た額との合計 額</u>
第5条の2 第2号	特定減額前 給料月額	特定減額前給料月 額と特定減額前給 料月額に退職の日 において定められ ているその者に係 る定年と退職の日 におけるその者の 年齢との差に相当 する年数1年につ き <u>100分の3を超え ない範囲内で市長 が別に定める割合</u> を乗じて得た額と の合計額	第5条の2 第2号	特定減額前 給料月額	特定減額前給料月 額と特定減額前給 料月額に退職の日 において定められ ているその者に係 る定年と退職の日 におけるその者の 年齢との差に相当 する年数1年につ き <u>100分の2を乗じ て得た額との合計 額</u>
	第4条の2 第1項第2 号イ	略		第4条の2 第1項第2 号イ	略

	退職日給料月額	、退職日給料月額と退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額との合計額		退職日給料月額	、退職日給料月額と退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額との合計額
	当該割合	略		当該割合	略
<p>附 則</p> <p>1～2 略</p> <p>3 当分の間、<u>35 年以下の期間勤続して退職した者</u>に対する退職手当の基本額は、第2条から第4条の3までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の87</u> を乗じて得た額とする。<u>この場合において、第5条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。</u></p> <p>4 当分の間、<u>36 年以上 42 年以下の期間勤続して退職した者</u>で第2条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、<u>同項又は第4条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 附則第3項から前項までの規定による退職手当の基本額は、第2条から第4条の3までの規定による退職手当の基本額とみなす。</p> <p>7 略</p>			<p>附 則</p> <p>1～2 略</p> <p>3 当分の間、<u>20 年以上 35 年以下の期間勤続して退職した者(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)</u>に対する退職手当の基本額は、第2条から第4条の3までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の104</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>4 当分の間、<u>36 年の期間勤続して退職した者</u>で第2条第1項の規定に該当する退職をしたもの(<u>傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)</u>に対する退職手当の基本額は、<u>その者の勤続期間を 35 年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 附則第3項から附則第5項までの規定による退職手当の基本額は、第2条から第4条の3までの規定による退職手当の基本額とみなす。</p> <p>7 略</p>		

尼崎市教育職員の退職手当に関する条例

改正後			現 行		
<p>(定年前早期退職者に係る退職手当の基本額の特例)</p> <p>第5条の3 <u>第4条第1項又は第5条第1項の規定に該当する者のうち、定年に達する日以後の最初の3月31日の1年前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p>			<p>(定年前早期退職者に係る退職手当の基本額の特例)</p> <p>第5条の3 第5条第1項の規定に該当する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が50歳以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
<p><u>第4条第1項及び第5条第1項</u></p>	<p>退職日給料月額</p>	<p>退職日給料月額と退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を超えない範囲内で教育委員会が市長と協議して別に定める割合を乗じて得た額との合計額</p>	<p>第5条第1項</p>	<p>退職日給料月額</p>	<p>退職日給料月額と退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額との合計額</p>
<p>第5条の2第1項第1号</p>	<p>及び特定減額前給料月額</p>	<p>及び特定減額前給料月額と特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年</p>	<p>第5条の2第1項第1号</p>	<p>及び特定減額前給料月額</p>	<p>及び特定減額前給料月額と特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年</p>

		につき <u>100分の3</u> を超えない範囲内で教育委員会が市長と協議して別に定める割合を乗じて得た額との合計額			につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額との合計額
第5条の2 第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額と退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> を超えない範囲内で教育委員会が市長と協議して別に定める割合を乗じて得た額との合計額に、	第5条の2 第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額と退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額との合計額に、
第5条の2 第1項第2号イ	前号に掲げる	略	第5条の2 第1項第2号イ	前号に掲げる	略
<p>第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第6条	第3条から第5条まで	略	第6条	第3条から第5条まで	略
	退職日給料月額	退職日給料月額と退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日における		退職日給料月額	退職日給料月額と退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日における

		その者の年齢との差に相当する年数 1年につき <u>100分の3</u> を超えない範囲 内で教育委員会が 市長と協議して別 に定める割合を乗 じて得た額との合 計額			その者の年齢との差に相当する年数 1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額 との合計額
	これら	略		これら	略
第6条の2 各号列記以 外の部分	第5条の2 第1項	略	第6条の2 各号列記以 外の部分	第5条の2 第1項	略
	同項第2号 イ	略		同項第2号 イ	略
	同項の	略		同項の	略
第6条の2 第1号	特定減額前 給料月額	特定減額前給料月 額と特定減額前給 料月額に退職の日 において定められ ているその者に係 る定年と退職の日 におけるその者の 年齢との差に相当 する年数1年につ き <u>100分の3</u> を超え ない範囲内で教育 委員会が市長と協 議して別に定める 割合を乗じて得た 額との合計額	第6条の2 第1号	特定減額前 給料月額	特定減額前給料月 額と特定減額前給 料月額に退職の日 において定められ ているその者に係 る定年と退職の日 におけるその者の 年齢との差に相当 する年数1年につ き <u>100分の2</u> を乗じ て得た額との合計 額
第6条の2 第2号	特定減額前 給料月額	特定減額前給料月 額と特定減額前給 料月額に退職の日 において定められ ているその者に係 る定年と退職の日 におけるその者の 年齢との差に相当	第6条の2 第2号	特定減額前 給料月額	特定減額前給料月 額と特定減額前給 料月額に退職の日 において定められ ているその者に係 る定年と退職の日 におけるその者の 年齢との差に相当

		する年数1年につき <u>100分の3を超えない範囲内で教育委員会が市長と協議して別に定める割合</u> を乗じて得た額との合計額			する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額との合計額
	第5条の2 第1項第2号イ	略		第5条の2 第1項第2号イ	略
	退職日給料月額	、退職日給料月額と退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3を超えない範囲内で教育委員会が市長と協議して別に定める割合</u> を乗じて得た額との合計額		退職日給料月額	、退職日給料月額と退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額との合計額
	当該割合	略		当該割合	略

付 則

1～5 略

6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ 100分の87 を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに付則第6項」とする。

7 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に

付 則

1～5 略

6 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ 100分の104 を乗じて得た額とする。

7 当分の間、36年の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたもの (傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)に対する退職手当の基本

<p>前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>8 ~ 10 略</p>	<p>額は、その者の勤続期間を 35 年として前項の<u>規定の例により計算して得られる額とする。</u></p> <p>8 ~ 10 略</p>
--	---

尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成16年尼崎市条例第14号)

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1～2 略</p> <p>3 当分の間、<u>42</u>年を超える期間勤続して退職した者で尼崎市職員退職手当支給条例第2条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第4条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>4 略 (教育職員の退職手当に関する経過措置)</p> <p>5 当分の間、<u>42</u>年を超える期間勤続して退職した者で尼崎市教育職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例付則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1～2 略</p> <p>3 当分の間、<u>44</u>年を超える期間勤続して退職した者で尼崎市職員退職手当支給条例第2条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第4条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>4 略 (教育職員の退職手当に関する経過措置)</p> <p>5 当分の間、<u>44</u>年を超える期間勤続して退職した者で尼崎市教育職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例付則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>

尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成19年尼崎市条例第6号)

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 略 (職員の退職手当に関する経過措置)</p> <p>2 職員(尼崎市職員退職手当支給条例第1条第1項に規定する職員をいう。以下この項から付則第4項までにおいて同じ。)が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することにより第1条の規定による改正後の尼崎市職員退職手当支給条例(以下「改正後の職員退職手当条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第1条の規定による改正前の尼崎市職員退職手当支給条例(以下「改正前の職員退職手当条例」という。)第2条から第4条の2まで、第5条及び附則第3項から附則第5項まで並びに付則第19項の規定による改正前の尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成16年尼崎市条例第14号。以下この項及び付則第19項において「平成16年改正条例」という。)(付則第4項、付則第9項及び付則第11項において「改正前の平成16年改正条例」という。)付則第3項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が改正前の職員退職手当条例第4条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として改正前の職員退職手当条例附則第3項</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 略 (職員の退職手当に関する経過措置)</p> <p>2 職員(尼崎市職員退職手当支給条例第1条第1項に規定する職員をいう。以下この項から付則第4項までにおいて同じ。)が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することにより第1条の規定による改正後の尼崎市職員退職手当支給条例(以下「改正後の職員退職手当条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第1条の規定による改正前の尼崎市職員退職手当支給条例(以下「改正前の職員退職手当条例」という。)第2条から第4条の2まで、第5条及び附則第3項から附則第5項まで並びに付則第19項の規定による改正前の尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成16年尼崎市条例第14号。以下この項及び付則第19項において「平成16年改正条例」という。)(付則第4項、付則第9項及び付則第11項において「改正前の平成16年改正条例」という。)付則第3項の規定により計算した退職手当の額が、改正後の職員退職手当条例第1条第2項、第2条から第4条の3まで、第5条から第5条の5まで及び附則第3項から附則第5項まで並びに付則第19項の規定による改正後の平成16年改正条例(付則第9項において「改正後の平成16年改正条例」という。)付則第3項の規定により計算した退職手当の額(以</p>

の規定の例により計算して得られる額)に100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が、尼崎市職員退職手当支給条例第1条第2項、第2条から第4条の3まで、第5条から第5条の5まで及び附則第3項から附則第5項まで並びに平成16年改正条例付則第3項の規定により計算した退職手当の額(以下「改正後の職員退職手当条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3～8 略

(教育職員の退職手当に関する経過措置)

9 教育職員(尼崎市教育職員の退職手当に関する条例第1条に規定する教育職員をいう。以下この項から付則第11項までにおいて同じ。)が新制度適用教育職員(教育職員であって、その者が施行日以後に退職することにより第2条の規定による改正後の尼崎市教育職員の退職手当に関する条例(以下「改正後の教育職員退職手当条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第2条の規定による改正前の尼崎市教育職員の退職手当に関する条例(以下「改正前の教育職員退職手当条例」という。)第3条から第5条の2まで、第6条及び付則第6項から付則第8項まで並びに改正前の平成16年改正条例付則第5項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により

下「改正後の職員退職手当条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3～8 略

(教育職員の退職手当に関する経過措置)

9 教育職員(尼崎市教育職員の退職手当に関する条例第1条に規定する教育職員をいう。以下この項から付則第11項までにおいて同じ。)が新制度適用教育職員(教育職員であって、その者が施行日以後に退職することにより第2条の規定による改正後の尼崎市教育職員の退職手当に関する条例(以下「改正後の教育職員退職手当条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第2条の規定による改正前の尼崎市教育職員の退職手当に関する条例(以下「改正前の教育職員退職手当条例」という。)第3条から第5条の2まで、第6条及び付則第6項から付則第8項まで並びに改正前の平成16年改正条例付則第5項の規定により計算した退職手当の額が、改正後の教育職員退職手当条例第2条の2第2項、第3条から第5条の3まで、第6

又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が改正前の教育職員退職手当条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として改正前の教育職員退職手当条例付則第6項の規定の例により計算して得られる額)に100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が、尼崎市教育職員の退職手当に関する条例第2条の3第2項、第3条から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで及び付則第6項から付則第8項まで並びに平成16年改正条例付則第5項の規定により計算した退職手当の額(以下「改正後の教育職員退職手当条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

10～19 略

条から第6条の5まで及び付則第6項から付則第8項まで並びに改正後の平成16年改正条例付則第5項の規定により計算した退職手当の額(以下「改正後の教育職員退職手当条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

10～19 略

< 平成 2 5 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 3 4 号	所 管	給与課
件 名	尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由 期末手当削減措置が平成 2 4 年度末に終了することから、国の特別職に準じた期末手当の支給月数に改正する。					
2 改正内容 下表のとおりとする。					
		6 月期	1 2 月期	合計	
現行		1 . 4 5 月	1 . 6 5 月	3 . 1 0 月	
改正後		1 . 4 0 月	1 . 5 5 月	2 . 9 5 月	
増減		- 0 . 0 5 月	- 0 . 1 0 月	- 0 . 1 5 月	
3 施行期日 平成 2 5 年 4 月 1 日					

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

改正後	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日 (同項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日) 現在において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額と当該議員報酬月額に 100 分の 45 を乗じて得た額との合計額に、基準日のうち、6 月 1 日に係る期末手当にあつては <u>100 分の 140</u>、12 月 1 日に係る期末手当にあつては <u>100 分の 155</u> を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日 (同項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日) 現在において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額と当該議員報酬月額に 100 分の 45 を乗じて得た額との合計額に、基準日のうち、6 月 1 日に係る期末手当にあつては <u>100 分の 145</u>、12 月 1 日に係る期末手当にあつては <u>100 分の 165</u> を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>3・4 略</p>

< 平成 2 5 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 3 5 号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>(1) 給料の削減措置 本市の厳しい財政状況に対応するため、平成 2 5 年度以降の行財政改革計画の一環として、平成 2 5 年度から平成 2 7 年度までの 3 年間、改めて給料削減措置を実施するため。</p> <p>(2) 再任用フルタイム勤務職員にかかる期末・勤勉手当の支給月数の改正 再任用フルタイム勤務職員にかかる期末・勤勉手当の支給月数について、平成 2 2 年度から平成 2 4 年度までの 2 0 % 削減措置の終了に伴い、国家公務員に準じた水準とするため。</p> <p>(3) 職員の通勤用自動車の駐車にかかる使用料の給与控除 職員が通勤用自動車を市有施設敷地内に駐車する際の使用料徴収について、事務の煩雑を防ぐ観点から、給与控除を可能とするため。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 給料の削減措置 (付則第 3 5 項及び第 3 6 項) 平成 2 5 年度から平成 2 7 年度までの 3 年間について、給料月額を 3 % 削減する。ただし、若年層職員への負担軽減のため、行政職給料表 1 級及び 2 級相当職員については削減率を 2 % とし、課長級及び部長級職員については削減率を 4 %、局長級職員については削減率を 5 % とする。</p> <p>(2) 再任用フルタイム勤務職員にかかる期末・勤勉手当の支給月数の改正(第 2 1 条) 再任用フルタイム勤務職員にかかる期末・勤勉手当の支給月数について、年間 2 . 1 月 (現行 2 . 2 月) に改正する。</p> <p>(3) 職員の通勤用自動車の駐車にかかる使用料の給与控除 (第 2 2 条の 2) 職員が使用許可を受けたうえで、通勤用自動車を市有施設敷地内に駐車する場合の使用料について、給与から控除できる項目として追加する。</p> <p>3 施行期日 平成 2 5 年 4 月 1 日</p>					

尼崎市職員の給与に関する条例

改正後	現 行
<p>(期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第 2 1 条 1・2 略</p> <p>3 再任用職員(再任用短時間勤務職員を除く。)に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 65」と、「100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 80</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>7 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員に支給される勤勉手当の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第 1 項の職員のうち再任用職員(再任用短時間勤務職員を除く。) 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 32.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(3) 略</p> <p>8・9 略</p> <p>(給与からの控除)</p> <p>第 2 2 条の 2 次の各号に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>本市の施設等の一部で職員の通勤の用に供する自動車を駐車させるものの使用料</u></p> <p>付 則</p> <p><u>3 5 平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に限り、行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員に支給される給料の月額</u>は、第 4 条、第 6 条から第 9 条まで又は付則第 33 項の規定を適用して決定された給料月額(平成 19 年改正条例付則第 6 項から付則第 8 項までの規定により給料として支給される額</p>	<p>(期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第 2 1 条 1・2 略</p> <p>3 再任用職員(再任用短時間勤務職員を除く。)に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 65」と、「100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 85</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>7 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員に支給される勤勉手当の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第 1 項の職員のうち再任用職員(再任用短時間勤務職員を除く。) 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 35</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(3) 略</p> <p>8・9 略</p> <p>(給与からの控除)</p> <p>第 2 2 条の 2 次の各号に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>付 則</p>

を含む。次項において「給料月額」という。)に 100 分の 97 (行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。以下この項において「行政職員等」という。)でその属する職務の級が 1 級又は 2 級であるものにあつては 100 分の 98、行政職員等でその属する職務の級が 6 級又は 7 級であるものにあつては 100 分の 96、行政職員等でその属する職務の級が 8 級であるものにあつては 100 分の 95) を乗じて得た額とする。ただし、第 11 条第 2 項、第 12 条の 2 第 2 項、第 18 条第 2 項並びに第 21 条第 5 項、第 6 項及び第 8 項並びに尼崎市職員退職手当支給条例第 2 条から第 4 条の 3 まで、第 5 条から第 5 条の 3 まで及び第 5 条の 5 の規定を適用する場合は、この限りでない。

3 6 平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に限り、教育職給料表(一)の適用を受ける職員(市長が指定する職員を除く。以下この項において「高校教諭等」という。)又は教育職給料表(二)の適用を受ける職員(その属する職務の級が 1 級である職員を除く。)に支給される給料の月額、給料月額に 100 分の 97 (高校教諭等でその属する職務の級が 1 級であるものにあつては 100 分の 98、高校教諭等(再任用職員を除く。)でその属する職務の級が 3 級又は 4 級であるものにあつては 100 分の 96) を乗じて得た額とする。ただし、第 11 条第 2 項、第 12 条の 2 第 2 項、第 13 条の 2 第 1 項、第 13 条の 3 第 1 項、第 18 条第 2 項並びに第 21 条第 5 項、第 6 項及び第 8 項、尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例第 3 条第 1 項並びに尼崎市教育職員の退職手当に関する条例第 3 条から第 5 条の 3 まで、第 6 条から第 6 条の 3 まで及び第 6 条の 5 の規定を適用する場合は、この限りでない。

3 7 ~ 3 9 略

4 0 付則第 38 項(前項の規定によりみなして

3 5 ~ 3 7 略

3 8 付則第 36 項(前項の規定によりみなして

<p>適用する場合を含む。<u>付則第 42 項</u>において同じ。)の規定による住居手当(以下この項から<u>付則第 43 項</u>までにおいて「住居手当」という。)の支給を受けることができる期間は、初めて住居手当の支給を受けた日の属する月から起算して 36 月を経過する月までとする。</p> <p><u>4 1</u> 略</p> <p><u>4 2</u> 既に住居手当の支給を受けたことがある職員で、<u>付則第 40 項</u>に規定する期間(前項の規定による延長後の期間を含む。)を経過しているものについては、<u>付則第 38 項</u>の規定は、適用しない。</p> <p><u>4 3</u> <u>付則第 38 項</u>から前項までに定めるもののほか、住居手当の支給について必要な事項は、市規則で定める。</p> <p><u>4 4 ~ 5 7</u> 略</p>	<p>適用する場合を含む。<u>付則第 40 項</u>において同じ。)の規定による住居手当(以下この項から<u>付則第 41 項</u>までにおいて「住居手当」という。)の支給を受けることができる期間は、初めて住居手当の支給を受けた日の属する月から起算して 36 月を経過する月までとする。</p> <p><u>3 9</u> 略</p> <p><u>4 0</u> 既に住居手当の支給を受けたことがある職員で、<u>付則第 38 項</u>に規定する期間(前項の規定による延長後の期間を含む。)を経過しているものについては、<u>付則第 36 項</u>の規定は、適用しない。</p> <p><u>4 1</u> <u>付則第 36 項</u>から前項までに定めるもののほか、住居手当の支給について必要な事項は、市規則で定める。</p> <p><u>4 2 ~ 5 5</u> 略</p>
--	--

< 平成 2 5 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 3 6 号	所 管	給与課
件 名	尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由					
(1) 市長等の期末手当の支給月数について 本則上の期末手当の支給月数については、現行の削減状況開始時の水準である年間 3 . 1 0 月で固定してきたが、給与削減措置の内容を変更する平成 2 5 年度に、原則どおり国の特別職の水準である年間 2 . 9 5 月に改正する。					
(2) 平成 2 5 年度から平成 2 7 年度の給与削減措置 引き続き厳しい現下の財政状況を勘案し、平成 2 5 年度より 3 年間、市長及び副市長の給料月額及び期末手当について、一定割合を減じることとする。					
2 主な改正内容					
(1) 期末手当の支給月数					
		6 月期	1 2 月期	合計	
現行		1 . 4 5 月	1 . 6 5 月	3 . 1 0 月	
改正後		1 . 4 0 月	1 . 5 5 月	2 . 9 5 月	
増減		- 0 . 0 5 月	- 0 . 1 0 月	- 0 . 1 5 月	
(2) 平成 2 5 年度から平成 2 7 年度の給与削減措置					
ア 給料					
	削減率	削減前	削減後	削減額	
市長	- 1 0 %	1,177,000 円	1,059,300 円	- 117,700 円	
副市長	- 1 0 %	942,000 円	847,800 円	- 94,200 円	
イ 期末手当					
	削減率	削減前 (2.95 月分)	削減後	削減額	
市長	- 2 5 %	5,034,617 円	3,775,962 円	- 1,258,655 円	
副市長	- 2 0 %	4,029,405 円	3,223,524 円	- 805,881 円	
3 施行期日 平成 2 5 年 4 月 1 日					

尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例

改正後	現 行
<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日(特別職の職員が基準日前1月以内に任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した場合は、これらの事実があった日)現在において特別職の職員が受けるべき給料月額と当該給料月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、基準日のうち、6月1日に係る期末手当にあっては<u>100分の140</u>、12月1日に係る期末手当にあっては<u>100分の155</u>を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>付則</p> <p>15 <u>平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に限り、市長及び副市長に係る別表の規定の適用については、同表中「1,177,000円」とあるのは「1,177,000円に100分の90を乗じて得た金額」と、「942,000円」とあるのは「942,000円に100分の90を乗じて得た金額」とする。ただし、市長及び副市長の退職手当に関する条例第4条第1項及び同条例付則第5項において準用する同条例付則第3項の規定を適用する場合は、この限りでない。</u></p> <p>18 <u>平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に限り、市長及び副市長に支給する第3条第2項の規定による期末手当の額の算定に係る付則第15項の規定の適用については、同項中「1,177,000円に100分の90」とあるのは「1,177,000円に100分の75」と、「942,000円に100分の90」とあるのは「942,000円に100分の80」とする。</u></p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日(特別職の職員が基準日前1月以内に任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した場合は、これらの事実があった日)現在において特別職の職員が受けるべき給料月額と当該給料月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、基準日のうち、6月1日に係る期末手当にあっては<u>100分の145</u>、12月1日に係る期末手当にあっては<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>3 略</p>

<平成25年2月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第37号	所 管	給与課																											
件 名	市長及び副市長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について																															
内 容																																
<p>1 改正理由</p> <p>平成24年9月6日に尼崎市特別職報酬等審議会から示された答申書の内容に準じて条例改正を行う。</p> <p>なお、現市長に対する現任期の退職手当は、公約に従い「給料月額×在職年数」として、付則に規定する。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 退職手当の支給率（第4条関係）</p> <p>ア 市長の退職手当 支給率を「100分の60」から「100分の40」に改める。</p> <p>イ 副市長の退職手当 支給率を「100分の35」から「100分の27」に改める。</p> <p>(2) 公約による現市長の現任期の退職手当 付則にて「給料月額×在職年数」とする。</p> <p>給料月額×在職月数（48月）×支給率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">現行</th> <th colspan="4">改定後</th> </tr> <tr> <th>支給率</th> <th>支給額</th> <th>支給率</th> <th>支給額</th> <th>差引</th> <th>改定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>60/100</td> <td>33,897,600円</td> <td>40/100</td> <td>22,598,400円</td> <td>-11,299,200円</td> <td>-33.3%</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>35/100</td> <td>15,825,600円</td> <td>27/100</td> <td>12,208,320円</td> <td>-3,617,280円</td> <td>-22.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・現市長 現任期 1,177,000円（減額前）×在職年数（4年）=4,708,000円</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>							現行		改定後				支給率	支給額	支給率	支給額	差引	改定率	市長	60/100	33,897,600円	40/100	22,598,400円	-11,299,200円	-33.3%	副市長	35/100	15,825,600円	27/100	12,208,320円	-3,617,280円	-22.9%
	現行		改定後																													
	支給率	支給額	支給率	支給額	差引	改定率																										
市長	60/100	33,897,600円	40/100	22,598,400円	-11,299,200円	-33.3%																										
副市長	35/100	15,825,600円	27/100	12,208,320円	-3,617,280円	-22.9%																										

市長及び副市長の退職手当に関する条例

改正後	現 行
<p>(退職手当の額)</p> <p>第4条 退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、市長にあっては<u>100分の40</u>、副市長にあっては<u>100分の27</u>をそれぞれ乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の在職月数は、市長等となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数(その数が48を超えるときは、<u>48</u>)とする。</p> <p>付則</p> <p>(市長の退職手当の額の特例)</p> <p>3 平成15年4月1日に在職する市長が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、第4条の規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職年数を乗じて得た額とする。</p> <p>4 前項の在職年数は、次の方法によって計算する。</p> <p>(1) 在職年数は、市長となった日の属する月から起算し、退職した日の属する月をもって終了する。</p> <p>(2) 在職年数に1年未満の端数のあるときは、6月以下の端数はこれを切り捨て、6月を超える端数はこれを1年とする。</p> <p>5 <u>前2項の規定は、平成22年12月12日から市長の職にある者が平成26年12月11日まで退職した場合におけるその者に対する退職手当の額について準用する。</u></p>	<p>(退職手当の額)</p> <p>第4条 退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、市長にあっては<u>100分の60</u>、副市長にあっては<u>100分の35</u>をそれぞれ乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の在職月数の<u>計算は</u>、市長等となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数(その数が48を超えるときは、<u>48</u>とする。)による。</p>

< 平成 2 5 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 3 8 号	所 管	給与課	
件 名	尼崎市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例及び尼崎市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について					
内 容						
1 改正理由						
(1) 退職手当の支給率の改正						
市長及び副市長の退職手当の支給率を改正するにあたり、教育長及び常勤監査委員の退職手当の支給率についても改正する。						
(2) 平成 2 5 年度から平成 2 7 年度の給与削減措置						
引き続き厳しい現下の財政状況を勘案し、平成 2 5 年度より 3 年間、教育長及び常勤監査委員の給料月額及び期末手当について、一定割合を減じることとする。						
2 改正内容						
(1) 退職手当の支給率の改正						
ア 教育長の退職手当の支給率						
支給率を「100分の24」から「100分の21」に改める。						
イ 常勤監査委員の退職手当の支給率						
支給率を「100分の20」から「100分の18」に改める。						
		現行		改正後		
		支給率	支給額	支給率	支給額	差引
教育長	24/100	9,273,600 円	21/100	8,114,400 円	- 1,159,200 円	- 12.5%
常勤監査委員	20/100	6,316,800 円	18/100	5,685,120 円	- 631,680 円	- 10.0%
(2) 平成 2 5 年度から平成 2 7 年度の給与削減措置						
ア 給料						
		削減率	削減前	削減後	削減額	
教育長	- 5 %	805,000 円	764,750 円	- 40,250 円		
常勤監査委員	- 5 %	658,000 円	625,100 円	- 32,900 円		
イ 期末手当						
		削減率	削減前(2.95 月)	削減後	削減額	
教育長	- 1 0 %	3,443,387	3,099,048	- 344,339 円		
常勤監査委員	- 1 0 %	2,814,595	2,533,135	- 281,460 円		
3 施行期日						
(1) 退職手当の支給率の改正						
公布の日						
(2) 平成 2 5 年度から平成 2 7 年度の給与削減措置						
平成 2 5 年 4 月 1 日						

尼崎市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例

改正後	現 行
<p>(退職手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 退職手当の額は、第2条第1項に規定する額に在職月数を乗じて得た額に<u>100分の21</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>附則</p> <p>5 <u>平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に限り、第2条第1項の規定の適用については、同項中「805,000円」とあるのは、「805,000円に100分の95を乗じて得た金額」とする。ただし、第4条第2項の規定を適用する場合は、この限りでない。</u></p> <p>8 <u>平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に限り、教育長に支給する期末手当の額の算定に係る附則第5項の規定の適用については、同項中「100分の95」とあるのは、「100分の90」とする。</u></p>	<p>(退職手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 退職手当の額は、第2条第1項に<u>定める額</u>に在職月数を乗じて得た額に<u>100分の24</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 略</p>

尼崎市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例

改正後	現 行
<p>(退職手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 退職手当の額は、第2条第1項に規定する額に在職月数を乗じて得た額に<u>100分の18</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>付則</p> <p>4 <u>平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に限り、第2条第1項の規定の適用については、同項中「658,000円」とあるのは、「658,000円に100分の95を乗じて得た金額」とする。ただし、第4条第2項の規定を適用する場合は、この限りでない。</u></p> <p>7 <u>平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に限り、常勤の監査委員に支給する期末手当の額の算定に係る付則第4項の規定の適用については、同項中「100分の95」とあるのは、「100分の90」とする。</u></p>	<p>(退職手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 退職手当の額は、第2条第1項に<u>定める額</u>に在職月数を乗じて得た額に<u>100分の20</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 略</p>

<平成25年2月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第39号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>制度導入当時、半数が50歳代となっていた本市職員の年齢構成の是正を目的として、緩やかな職員の新陳代謝を図るべく、平成17年度より「新たな退職管理制度」を創設した。職員の年度途中退職についても「新たな退職管理制度」の一環として、半年単位での職員の新陳代謝を意図して制度化し、運用をしてきたが、団塊の世代の退職が完了し、年齢構成についても一定是正されたことから、当該制度を廃止する。</p> <p>2 改正内容</p> <p>行政職及び消防職で課長級以上の職員のうち、60歳に達する日が上半期の者の定年退職日を9月30日と規定している付則第6項を削除する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成25年4月1日</p>					

尼崎市職員の定年等に関する条例

改正後	現 行
<p>付則</p> <p><u>6 削除</u></p>	<p>付則</p> <p><u>6 当分の間、行政職給料表の 8 級、7 級若しくは 6 級の職務にある者、給与条例第 3 条第 1 項第 3 号に規定する消防職給料表の 6 級の職務にある者又は尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける職員のうち、行政職給料表の 8 級、7 級若しくは 6 級の職務に相当する職務にある者に対する第 2 条の規定の適用については、同条中「3 月 31 日」とあるのは、「9 月 30 日又は 3 月 31 日のいずれか早い日」とする。</u></p>

< 平成 2 5 年 2 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 4 0 号	所 管	防災対策課
件 名	尼崎市新型インフルエンザ等対策本部条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 2 4 年法律第 3 1 号)が平成 2 4 年 5 月 1 1 日に公布され、その中で、市町村新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定めることと規定されていることから、尼崎市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定するもの。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>国において新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたとき、本市において設置する尼崎市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し、必要な事項を次のとおり定める。</p> <p>(1) 対策本部の組織に関すること。(第 2 条)</p> <p>(2) 対策本部の会議に関すること。(第 3 条)</p> <p>(3) 対策本部に設置する部に関すること。(第 4 条)</p> <p>3 施行期日</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日</p>					

< 平成 2 5 年 2 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 4 1 号	所 管	生活安全課
件 名	尼崎市暴力団排除条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>暴力団が市民生活又は事業活動に不当な影響を生じさせる存在であるという認識のもと、市民等の安全で平穏な生活を確保し、本市における社会経済活動の健全な発展に寄与するため、尼崎市における暴力団排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策の基本的事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、新たに条例を制定するもの。</p>				
2	<p>主な制定内容</p> <p>(1) 市及び市民等の責務（第 4 条及び第 5 条）</p> <p>条例の目的及び基本理念などの基本事項の下、市をはじめ市民、事業者、警察等が連携し協力して、暴力団排除に関する施策に取り組んでいくため、市の責務及び市民等の責務を明確にする。</p> <p>(2) 契約事務及び公の施設等における措置（第 7 条～第 1 1 条）</p> <p>市の契約事務や補助金等を交付する事業から暴力団等を排除する旨を定めるほか、暴力団の利益行為を排除するため、公の施設及び行政財産における措置等を定める。</p> <p>(3) 暴力団の威力の利用等の禁止（第 1 5 条及び第 1 6 条）</p> <p>市民等が、債権回収等に関して暴力団を利用することを禁止するほか、暴力団等に対して利益供与することを禁止する旨を定める。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>平成 2 5 年 7 月 1 日</p>				

< 平成 2 5 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 4 2 号	所 管	生活安全課
件 名	尼崎市老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>「尼崎市老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例」等、暴力団排除の規定を定める関連条例においては、兵庫県暴力団排除条例第 7 条に規定する「公安委員会規則に定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者」を引用している。</p> <p>今般、尼崎市暴力団排除条例を制定するに当たり、尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する「暴力団密接関係者」を引用するため改正を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>次に掲げる条例の規定中、「暴力団排除条例（平成 2 2 年兵庫県条例第 3 5 号）第 7 条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者」を「尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者」に改正する。</p> <p>(1) 尼崎市老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例</p> <p>(2) 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例</p> <p>(3) 尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム及び婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例</p> <p>(4) 尼崎市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準等を定める条例</p> <p>(5) 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 2 5 年 7 月 1 日</p>					

尼崎市老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める
 条例

改正後	現 行
<p>(養護老人ホームの設備及び運営の基準)</p> <p>第2条 1・2 略</p> <p>3 養護老人ホームの設置者及びその長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び<u>尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第 号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者</u>（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>4～8 略</p>	<p>(養護老人ホームの設備及び運営の基準)</p> <p>第2条 1・2 略</p> <p>3 養護老人ホームの設置者及びその長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員並びに<u>暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第7条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者</u>（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>4～8 略</p>

尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

改正後	現 行
<p>(指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)</p> <p>第3条 1・2 略</p> <p>3 指定居宅サービス事業者及びその指定居宅サービスの事業を行う事業所の管理者並びに基準該当居宅サービスの事業を行う者及び当該事業を行う事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び<u>尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第 号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者</u>（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>4～8 略</p>	<p>(指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)</p> <p>第3条 1・2 略</p> <p>3 指定居宅サービス事業者及びその指定居宅サービスの事業を行う事業所の管理者並びに基準該当居宅サービスの事業を行う者及び当該事業を行う事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員並びに<u>暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第7条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者</u>（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>4～8 略</p>

尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム及び婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例

改正後	現 行
<p>(軽費老人ホームの設備及び運営の基準)</p> <p>第2条 1・2 略</p> <p>3 軽費老人ホームの設置者及びその長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び<u>尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第 号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者</u>（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>4～8 略</p>	<p>(軽費老人ホームの設備及び運営の基準)</p> <p>第2条 1・2 略</p> <p>3 軽費老人ホームの設置者及びその長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員<u>並びに暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第7条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者</u>（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>4～8 略</p>

尼崎市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準等を定める条例

改正後	現 行
<p>(保護施設の設備及び運営の基準)</p> <p>第2条 1・2 略</p> <p>3 保護施設の設置者及びその長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び<u>尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第 号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者</u>（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>4～8 略</p>	<p>(保護施設の設備及び運営の基準)</p> <p>第2条 1・2 略</p> <p>3 保護施設の設置者及びその長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員<u>並びに暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第7条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者</u>（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>4～8 略</p>

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例

改正後	現 行
<p>(保護施設の設備及び運営の基準)</p> <p>第2条 1 略</p> <p>2 児童福祉施設の設置者は及びその長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び<u>尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第 号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者</u>（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>3～12 略</p>	<p>(児童福祉施設の設備及び運営の基準)</p> <p>第2条 1 略</p> <p>2 児童福祉施設の設置者は及びその長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員<u>並びに暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第7条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者</u>（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>3～12 略</p>

<平成25年2月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第43号	所 管	税務管理課
件 名	尼崎市市税条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>(1) 個人の市民税に係る均等割の軽減措置については、同一の生計を営む者の中に複数の納税義務者がいる場合であっても、実際には世帯主が世帯主以外の者の税金を負担していることが想定され、世帯主に係る税負担が過重になると考えられることから実施しているが、社会情勢の変化や地域社会の費用の一部を等しく分担するという均等割の性格を踏まえてこれを廃止するもの</p> <p>(2) 個人の市民税は、前年の所得に基づいて課税することから、失業等の理由により、生活が困窮するなどし、納税が困難な者に対しては、一定割合の個人の市民税を減額しているが、本市の給与所得者の所得水準や本市の財政状況を考慮して負担の適正化を図るもの</p> <p>(3) 太陽光発電設備は、環境保全及び経済発展の両面において公益にかなうものであることから、当該設備のさらなる普及促進を図るため、固定資産税(償却資産)の課税を免除するもの</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 個人の市民税の均等割に係る税率の軽減措置を廃止する。 【条例第23条】</p> <p>(2) 失業減免及び廃業減免並びに死亡減免については、前年の配偶者控除又は扶養控除前の合計所得金額(以下「前年の合計所得金額」という。)が4,500,000円の者を上限として4階層の区分に応じ、それぞれ所得割額の5割、4割、3割又は2割を減額しているが、これを前年の合計所得金額が3,500,000円の者を上限として3階層の区分によることとし、所得割額の5割、4割又は3割を減額することとする。 【条例第34条第2項第3号及び第4号】</p> <p>(3) 所得減少減免については、前年の合計所得金額が4,500,000円以下の者を対象としているが、これを前年の合計所得金額が3,500,000円以下の者を対象とすることとする。 【条例第34条第2項第5号】</p> <p>(4) 平成25年4月1日から地方税法附則第15条第37項に規定する取得の期間の末日までに新たに取得された太陽光発電設備については、新たに固定資産税を課税するとしたならば課されることとなる年度から3年度分の固定資産税の課税を免除する。 【条例附則第7項及び第8項の追加】</p> <p>3 施行期日 平成25年4月1日</p>					

尼崎市市税条例

改正後	現 行
<p>第 2 3 条 削除</p>	<p>(個人の均等割の税率の軽減)</p> <p>第 2 3 条 次の各号に掲げる者に対して課する均等割の額は、前条第 1 項の額からそれぞれ当該各号に掲げる額を減じた額とする。ただし、第 2 号に掲げる者にあつては、同号の規定によって計算した減額すべき額が 3 0 0 円をこえる場合においては、3 0 0 円とする。</p> <p>(1) 均等割を納付する義務がある控除対象配偶者又は扶養親族 年額 3 0 0 円</p> <p>(2) 前号に掲げる者を 2 人以上有する者 扶養親族 1 人について 年額 1 0 0 円</p>
<p>(市民税の減免)</p> <p>第 3 4 条 賦課期日現在において次の各号のいずれかに該当する者で市長において必要があると認めるものに対しては、市民税を免除する。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者で市長において必要があると認めるものに対しては、当該各号に定める額(次の各号の 2 以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額(第 3 号及び第 5 号のいずれにも該当するときは、その額から同号に定める額を減じて得た額。以下この項において「合計額」という。)(合計額がその者の市民税の額を超えるときは、当該市民税の額)の市民税を減額する。</p> <p>(1) 賦課期日現在において、障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 1 1 7 号)第 1 条に規定する被爆者(障害者である者を除く。)で、前年の合計所得金額が法第 2 9 5</p>	<p>(市民税の減免)</p> <p>第 3 4 条 賦課期日現在において次の各号のいずれかに該当し、____市長において必要があると認める者に__に対しては、市民税を免除する。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当し、____市長において必要があると認める者に__に対しては、当該各号に定める額_____の市民税を軽減する。この場合において、同一人が 2 以上の軽減事項に該当するときは、順次これを適用するものとする。ただし、第 3 号の軽減事項に該当するとともに第 5 号の軽減事項に該当するときは、同号の規定はこれを適用しないものとする。</p> <p>(1) 賦課期日現在において、障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 1 1 7 号)第 1 条に規定する被爆者(障害者である者を除く。)で、前年の合計所得金額が法第 2 9 5</p>

<p>た日から30日以内に廃業した場合に限る。)及び勤労に基づいて得た雑所得の割合を乗じて得た額に、次に掲げる者の区分に応じ当該アからウまでに定める割合を乗じて得た額</p> <p>ア 被相続人の前年の合計所得金額が1,500,000円以下である相続人 <u>10分の5</u></p> <p>イ 被相続人の前年の合計所得金額が2,500,000円以下である相続人 <u>10分の4</u></p> <p>ウ 被相続人の前年の合計所得金額が3,500,000円以下である相続人 <u>10分の3</u></p> <hr/> <p>(5) 7月1日以後において、当該年の普通所得の金額(総所得金額のうち譲渡所得及び一時所得による所得金額以外の金額をいう。以下この号において同じ。)が前年の普通所得の金額に比し10分の5以下に減少すると認められる者のうち、前年の合計所得金額が<u>3,500,000円</u>以下のもの 普通所得に対する所得割額に <u>減少率</u>(1から前年の普通所得の金額に対する当該年の普通所得の金額の見積額の割合を控除した率をいう。)を乗じて得た額の <u>10分の5</u>に相当する額</p> <p>3・4 略</p> <p>附則 1～6 略 (太陽光発電設備に対する固定資産税の課税免除)</p> <p><u>7 法附則第15条第37項の規定の適用を受ける償却資産(太陽光を電気に変換する設備及びその付属設備で、平成25年4月1日から同</u></p>	<p>た日から30日以内に廃業した場合に限る。)及び勤労に基づいて得た雑所得の割合を乗じて得た額につき</p> <hr/> <p>ア 被相続人の前年の合計所得金額が1,500,000円以下である相続人 <u>10分の5相当額</u></p> <p>イ 被相続人の前年の合計所得金額が2,500,000円以下である相続人 <u>10分の4相当額</u></p> <p>ウ 被相続人の前年の合計所得金額が3,500,000円以下である相続人 <u>10分の3相当額</u></p> <p>エ 被相続人の前年の合計所得金額が4,500,000円以下である相続人 <u>10分の2相当額</u></p> <p>(5) 7月1日以後において、当該年の普通所得の金額(総所得金額のうち譲渡所得及び一時所得による所得金額以外の金額をいう。以下この号において同じ。)が前年の普通所得の金額に比し10分の5以下に減少すると認められる者のうち、前年の合計所得金額が<u>4,500,000円</u>以下のもの 普通所得に対する所得割額に、<u>減少率</u>(1から前年の普通所得の金額に対する当該年の普通所得の金額の見積額の割合を控除した率をいう。)を乗じて得た額の <u>10分の5相当額</u></p> <hr/> <p>3・4 略</p> <p>附則 1～6 略</p>
--	---

項に規定する取得の期間の末日までに新たに取得され、かつ、規則で定める要件を備えるものに限る。以下この項において「適用償却資産」という。）に対しては、当該適用償却資産に対して固定資産税を課するとしたならば新たに課されることとなる年度から3年度分に限り、固定資産税を課さない。

8 前項の規定の適用を受けようとする者は、その適用を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 適用を受けようとする償却資産(次号において「償却資産」という。)の所有者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称)

(2) 償却資産の所在地、種類、名称、数量、取得年月日、取得価額、耐用年数及び当該償却資産を事業の用に供した日

(3) その他市長が必要と認める事項

9 略

10 略

11 略

12 固定資産税の納税者は、その納付すべき平成25年度分又は平成26年度分の固定資産税に係る附則第10項の規定の適用を受ける土地について土地課税台帳等に登録された修正価格について法第432条第1項の規定により審査の申出をする場合においては、当該土地に係る当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格についての不服を審査の申出の理由とすることができない。

13 略

14 略

15 略

16 略

17 略

18 前項の規定の適用がある場合における第

7 略

8 略

9 略

10 固定資産税の納税者は、その納付すべき平成25年度分又は平成26年度分の固定資産税に係る附則第8項の規定の適用を受ける土地について土地課税台帳等に登録された修正価格について法第432条第1項の規定により審査の申出をする場合においては、当該土地に係る当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格についての不服を審査の申出の理由とすることができない。

11 略

12 略

13 略

14 略

15 略

16 前項の規定の適用がある場合における第

25条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「前2項」とあるのは「前2項並びに附則第17項」と、同条第4項中「前各項」とあるのは「前各項並びに附則第17項」とする。

19 附則第17項の規定は、所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、省令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合に限り、適用する。

20 略

21 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。)において、附則第17項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項に規定するところにより計算した金額を、当該納税義務者の第22条第2項及び第3項並びに第25条第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

22 略

23 附則第21項の規定の適用がある場合における第25条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「前2項」とあるのは「前2項並びに附則第21項」と、同条第4項中「前各項」とあるのは「前各項並びに附則第21項」とする。

24 略

25～49 略

25条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「前2項」とあるのは「前2項並びに附則第15項」と、同条第4項中「前各項」とあるのは「前各項並びに附則第15項」とする。

17 附則第15項の規定は、所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、省令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合に限り、適用する。

18 略

19 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。)において、附則第15項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項に規定するところにより計算した金額を、当該納税義務者の第22条第2項及び第3項並びに第25条第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

20 略

21 附則第19項の規定の適用がある場合における第25条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「前2項」とあるのは「前2項並びに附則第19項」と、同条第4項中「前各項」とあるのは「前各項並びに附則第19項」とする。

22 略

23及び24 削除

25～49 略

	<p>5.0 前項の規定の適用がある場合における第23条の規定の適用については、同条中「前条第1項」とあるのは、「附則第49項に規定する均等割」とする。</p>
--	--

<平成25年2月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第44号	所 管	スポーツ振興課
件 名	尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>社会体育施設利用者の利便性向上の観点から、体育施設(会議室以外)の現在の利用区分に加え、時間単位での利用も可能とする。</p> <p>また、市の公共施設は市民の利用に供することを目的として設置されており、施設の取得経費等についても、市民の税負担により賄われているところである。</p> <p>こうしたことから、市民利用の優遇を図るとともに、受益と負担の公平性の観点から、市外利用者に対して割増使用料の設定を行うとともに、併せて所要の文言整理を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 利用区分の見直しについて 地区体育館の会議室以外の体育施設に時間単位の使用料を設定する。</p> <p>(2) 市外利用者に対する割増使用料について 他都市における市外利用者に対する割増料金の状況などを踏まえる中で、市外利用者に対する使用料については、通常料金の1.5倍とする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>(1) 地区体育館の時間単位の利用申請及び文言整理について 平成25年4月1日</p> <p>(2) 地区体育館の時間単位の利用及び市外利用者に対する割増使用料について 平成25年7月1日</p>					

改正後

(名称及び位置)

第3条 体育施設の名称及び位置は、次表のとおりとする。

(利用の許可)

第4条 体育施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用料)

第5条 前条の許可(以下「利用許可」という。)を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 教育委員会は、教育委員会規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

3 略

(原状回復義務等)

第6条 自己の責めに帰すべき事由により体育施設の施設又は設備その他の物件(以下「付属設備」という。)を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の選定)

第9条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、体育施設の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。

(1)~(3) 略

(4) 前各号に掲げるもののほか、第2条に規定する設置の目的を達成するために十分な能力を有していること。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 略

(2) 利用許可、その取消しその他体育施設の利用に関すること。

(3) 体育施設の利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。

(4)・(5) 略

現 行

(名称及び位置)

第3条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

(使用の許可)

第4条 体育施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用料)

第5条 前条の規定により使用の許可を受けた者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 教育委員会は、教育委員会規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

3 略

(原状回復義務等)

第6条 使用者は、その責めに帰すべき理由により、体育施設又は付属設備を損傷し、又は滅失したときは、すみやかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の選定)

第9条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、体育施設の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 略

(2) 体育施設の使用の許可、その取消しその他体育施設の使用に関すること。

(3) 体育施設の使用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。

(4)・(5) 略

別表

2 フロア等の使用料

区 分		使 用 料								
		午前 9 時から 午後 0 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 0 時までの 間の 1 時間	午後 0 時から 午後 5 時までの 間の 1 時間	午後 5 時から 午後 9 時までの 間の 1 時間
尼崎市立中央 体育館	第 1 フロア	4,900 円	8,400 円	9,800 円	13,300 円	18,200 円	23,100 円	1,640 円	2,100 円	3,270 円
尼崎市立小田 体育館	第 2 フロア	900 円	1,800 円	2,000 円	2,700 円	3,800 円	4,700 円	300 円	450 円	670 円
尼崎市立立花 体育館										
尼崎市立武庫 体育館	第 2 フロア	900 円	1,800 円	2,000 円	2,700 円	3,800 円	4,700 円	300 円	450 円	670 円
尼崎市立園田 体育館										
尼崎市立小田 体育館	会議室	1,300 円	1,600 円	2,200 円	2,900 円	3,800 円	5,100 円	-	-	-
尼崎市立大庄 体育館	フロア	4,900 円	8,400 円	9,800 円	13,300 円	18,200 円	23,100 円	1,640 円	2,100 円	3,270 円
尼崎市立立花 体育館										
尼崎市立武庫 体育館	格技室	900 円	1,800 円	2,000 円	2,700 円	3,800 円	4,700 円	300 円	450 円	670 円

摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人その他の団体にあっては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの）が利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に 1 0 0 分の 1 5 0 を乗じて得た額とする。

別表

2 フロアー等の使用料

区 分		使 用 料					
		午前 9 時から 午後 0 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで
中央体育館 小田体育館 立花体育館 武庫体育館 園田体育館	第 1 フロアー	4,900 円	8,400 円	9,800 円	13,300 円	18,200 円	23,100 円
	第 2 フロアー	900 円	1,800 円	2,000 円	2,700 円	3,800 円	4,700 円
小田体育館 大庄体育館 立花体育館 武庫体育館	会議室	1,300 円	1,600 円	2,200 円	2,900 円	3,800 円	5,100 円
大庄体育館	フロアー	4,900 円	8,400 円	9,800 円	13,300 円	18,200 円	23,100 円
	格技室	900 円	1,800 円	2,000 円	2,700 円	3,800 円	4,700 円

摘要 許可を受けた使用時間を超過して使用する場合の使用料の額は、当該使用時間に係る使用料の額に、次に掲げる体育施設の区分に応じそれぞれ①又は②に定める額に当該超過時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げる。）を乗じて得た額を加えて得た額とする。

① 会議室 700円

② 会議室以外の体育施設 許可を受けた使用時間に係る使用料の額を当該使用時間の時間数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

<平成25年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第45号	所 管	中央公民館
件 名	尼崎市立公民館の設置及び管理に関する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>市の公共施設は市民の利用に供することを目的として設置されており、施設の取得経費等についても、市民の税負担により賄われているところである。</p> <p>こうしたことから、市民利用の優遇を図るとともに、受益と負担の公平性の観点から、市外利用者に対して、割増使用料の設定を行う。</p> <p>また、併せて現行の条例における条文の整理を行うため、尼崎市立公民館条例の全部を改正し、尼崎市立公民館の設置及び管理に関する条例を制定する。</p> <p>2 改正内容</p> <p>他都市における市外利用者に対する割増料金の状況などを踏まえる中で、市外利用者に対する使用料については、通常使用料の1.5倍とする。</p> <p>また、昭和26年に施行された尼崎市立公民館条例において、長期にわたり文言整理を行わなかったことにより、記載表現等を修正する箇所があるため、併せて条例の全部を改正し、尼崎市立公民館の設置及び管理に関する条例を制定する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成25年7月1日</p>					

尼崎市立公民館条例

現 行（平成25年4月1日時点）

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、公民館を設置する。

2 公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（公民館の職員）

第2条 公民館に、館長その他必要な職員を置く。

（尼崎市公民館運営審議会）

第3条 法第29条第1項の規定に基づき、尼崎市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員の定数は、12人以内とする。

3 委員の委嘱は、次の各号に掲げる者のうちから行うものとする。

- (1) 社会教育の関係者
- (2) 学校教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第4条 削除

（公民館の使用）

第5条 公民館はその目的のため使用する他教育委員会が適当と認めたときは一般の使用に供することができる。

前項の場合は別表第2の区分によって使用料を徴収することができる。

第6条 前条による公民館を使用しようとする者は予め教育委員会の許可を受けなければならない。

第7条 教育委員会が管理上必要があると認めたときはその使用について条件を付けることができる。

（使用料の還付）

第8条 使用料は前納とし既納の使用料はこれを還付しない。但し次の各号の一にあてはまる時はその全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責に帰することのできない理由によって使用不能となったとき。
- (2) やむをえない事由の発生により使用を取消したとき。
- (3) 使用前日迄に許可の取消又は変更の申出をなし教育委員会がこれを承認したとき。

（使用料の減免）

第9条 公用又は公益事業のため公民館を使用するとき又は教育委員会が特別の事由があると認

めたときは前条の使用料を減免することができる。

(許可の取消)

第10条 次の各号の一にあてはまるときは教育委員会は使用の条件を変更し又は使用を停止若しくは中止させ又は使用の許可を取消することができる。

- (1) 社会教育法第23条の規定に準ずる行為のあるとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 公益上やむをえない事由が生じたとき。
- (4) 特定の個人又は団体の利害に大なる影響があると認めるとき。

前項の規定による許可条件の変更又は使用の中止又は取消により使用者に損害を生じても市はその責を負わない。

(原状回復)

第11条 使用者がその使用を終わったとき及び前条の規定により使用の停止若しくは中止を受けたときは直ちにこれを原状に復して返還しなければならない。但し前条第3号の場合はこの限りでない。

使用者が前項の規定による義務を履行しないときは教育委員会はこれを執行してその費用を使用者から徴収する。

(転貸の禁止)

第12条 使用者はその権利を譲渡し又は転貸することができない。

(使用に関する費用の負担及び損害の賠償)

第13条 使用に関する一切の費用は使用者の負担とする。

使用により建物又は附属物若しくはその他の物件をき損又は滅失したときは使用者は損害を賠償しなければならない。

前項の賠償額は教育委員会が定める。

(必要事項の規定)

第14条 この条例施行について必要な事項は教育委員会が別にこれを定める。

別表第1

名称	位置
尼崎市立中央公民館	尼崎市西難波町6丁目14番34号
尼崎市立小田公民館	尼崎市潮江1丁目11番1 101号
尼崎市立大庄公民館	尼崎市大庄西町3丁目6番14号
尼崎市立立花公民館	尼崎市塚口町3丁目39番地の7
尼崎市立武庫公民館	尼崎市武庫之荘8丁目1番1号
尼崎市立園田公民館	尼崎市食満2丁目1番1号

別表第 2

1 中央公民館の使用料

区分	使用料		
	午前 9 時から午後 0 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで
大ホール	5,460円	6,300円	9,420円
小ホール	3,480円	4,320円	6,300円
11号室	660円	1,140円	1,500円
12号室	660円	1,140円	1,500円
13号室	2,400円	2,700円	3,960円
21号室	660円	1,140円	1,500円
22号室	540円	960円	1,080円
23号室	540円	960円	1,080円
24号室	660円	1,140円	1,500円
25号室	660円	1,140円	1,500円
26号室	660円	1,140円	1,500円
27号室	660円	1,140円	1,500円
31号室	660円	1,140円	1,500円
視聴覚室	1,920円	2,580円	3,480円

2 公民館（中央公民館を除く。）の使用料

区分	使用料		
	午前 9 時から午後 0 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで
ホール	3,180円	4,320円	5,460円
小学習室	540円	960円	1,080円
学習室	660円	1,140円	1,500円
和室	660円	1,140円	1,500円
実習室	1,200円	1,740円	2,580円

< 平成 2 5 年 2 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 4 6 号	所 管	障害福祉課
件 名	尼崎市立身体障害者福社会館条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>市の公共施設は市民の利用に供することを目的として設置されており、施設の取得経費等についても、市民の税負担により賄われているところである。</p> <p>こうしたことから、市民利用の優遇を図るとともに、受益と負担の公平性の観点から、市外利用者に対して、割増使用料の設定を行うとともに、併せて所要の文言整理を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>他都市における市外利用者に対する割増料金の状況などを踏まえる中で、市外利用者に対する使用料については、通常使用料の 1 . 5 倍とする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 2 5 年 7 月 1 日</p>					

尼崎市立身体障害者福祉会館条例

改正後	現 行
<p><u>尼崎市立身体障害者福祉会館の設置及び管理に関する条例</u></p> <p>(この条例の趣旨)</p> <p><u>第1条 この条例は、尼崎市立身体障害者福祉会館(以下「会館」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(設置)</p> <p><u>第1条の2 身体障害者の交歓及び厚生福利の増進並びに社会福祉活動の進展を図るための施設として、会館を設置する。</u></p> <p>(利用の許可)</p> <p><u>第3条 会館を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(使用料)</p> <p><u>第4条 会館の利用は、無料とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、前条の許可(以下「利用許可」という。)を受けた者(以下「利用者」という。)から別表に定める使用料を徴収することができる。</u></p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p><u>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用許可の条件を変更することができる。</u></p> <p>(1) <u>利用者が偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。</u></p> <p>(2) <u>利用者が利用許可の条件に違反したとき。</u></p> <p>(3) <u>この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。</u></p> <p>(4) <u>その他市長が会館の管理上支障があると認めるとき。</u></p> <p><u>2 本市は、前項の規定による利用許可の取消し又は利用許可の条件の変更を受けた者が、これらによって損害を受けても、その損害に</u></p>	<p><u>尼崎市立身体障害者福祉会館条例</u></p> <p>(設置)</p> <p><u>第1条 尼崎市内に居住する身体障害者の交歓及び厚生福利の増進並びに社会福祉活動の進展を図るための施設として、<u>尼崎市立身体障害者福祉会館(以下「会館」という。)</u>を設置する。</u></p> <p>(使用の許可)</p> <p><u>第3条 会館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(使用料)</p> <p><u>第4条 会館の使用は、無料とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、別表に定める使用料を徴収することができる。</u></p> <p>(使用の許可の停止等)</p> <p><u>第5条 市長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、その使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>使用の条件に違反したとき。</u></p> <p>(2) <u>会館の秩序をみだすおそれがあるとき。</u></p> <p>(3) <u>建物又は付属設備を損傷するおそれがあるとき。</u></p> <p>(4) <u>その他管理上支障があるとき。</u></p>

ついて賠償等の責任を負わない。

(原状回復義務等)

第6条 自己の責めに帰すべき事由により会館の施設又は設備その他の物件(以下「付属設備」という。)を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第8条 市長は、会館の利用について自主的な管理を行うことができると認められる法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。

2 略

第10条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用許可、その取消しその他会館の利用に関すること。

(2)・(3) 略

第12条 この条例に定めるもののほか、会館の管理について必要な事項は、規則で定める。

別表

尼崎市立身体障害者福祉会館使用料金表

区分	使用料		
	午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
大ホール	810円	1,080円	1,620円
会議室	260円	260円	540円
和室	540円	810円	1,080円

摘要 本市内に住所を有しない者(本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。)(法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの)が利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。

(原状回復義務等)

第6条 使用者は、建物又は付属設備を損傷し、又は滅失したときは、すみやかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

第8条 市長は、会館の使用について自主的な管理を行うことができると認められる法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。

2 略

第10条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 会館の使用の許可、その取消し、会館の使用の停止その他会館の使用に関すること。

(2)・(3) 略

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

別表

尼崎市立身体障害者福祉会館使用料金表

区分	使用料		
	午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
大ホール	810円	1,080円	1,620円
会議室	260円	260円	540円
和室	540円	810円	1,080円

<平成25年2月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第47号	所 管	障害福祉課
件 名	尼崎市立身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(平成24年法律第51号)が制定され、平成25年4月1日に「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されることから、当該条例の一部を改正する。</p> <p>また、市の公共施設は市民の利用に供することを目的として設置されており、施設の取得経費等についても、市民の税負担により賄われているところである。</p> <p>こうしたことから、市民利用の優遇を図るとともに、受益と負担の公平性の観点から、市外利用者に対して、割増使用料の設定を行うとともに、身体障害者福祉センター利用者の利便性向上のため、時間単位での利用を新たに設定することから、所要の文言整理を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。</p> <p>(2) 他都市における市外利用者に対する割増料金の状況などを踏まえる中で、市外利用者に対する使用料については、通常使用料の1.5倍とする。加えて、1時間単位の料金を定める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成25年4月1日(但し、時間単位の利用及び市外利用者に対する割増使用料については、平成25年7月1日施行)</p>					

尼崎市立身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例

改正後	現 行
<p>(設置)</p> <p>第2条 <u>心身障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。)</u>の福祉の増進及びその社会活動の促進を図るための施設としてセンターを設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 センターは、<u>第2条に規定する設置の目的(以下「設置目的」という。)</u>を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>その他市長が必要と認める事業</u></p> <p>(利用の許可)</p> <p>第5条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第22条第8項に規定する受給者証の交付を受けている者及び身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項の規定による支援を受けることとされた者を除き、センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、心身障害者以外の者がセンターの体育室を利用しようとするときは、心身障害者の利用を妨げない限度において、前項の許可をすることができる。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 <u>前条第2項の規定による許可を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。</u></p> <p><u>2 略</u></p> <p>(原状回復義務等)</p> <p>第7条 <u>自己の責めに帰すべき事由によりセンターの施設又は設備その他の物件(以下「付</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 <u>市内に居住する心身障害者の福祉の増進及びその社会活動の促進を図るための施設としてセンターを設置する。</u></p> <p>(事業)</p> <p>第4条 センターは、<u>第2条の目的</u>を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</u></p> <p>(センターの利用)</p> <p>第5条 <u>障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第22条第8項に規定する受給者証の交付を受けている者及び身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項の規定による支援を受けることとされた者を除き、センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(センターの体育室に係る利用の特例)</p> <p>第6条 <u>センターの体育室は、心身障害者の利用を妨げない限度において、当該者以外の者も市長の許可を受けて利用することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による利用の許可を受けた者は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>(原状回復義務等)</p> <p>第7条 <u>利用者は、その責めに帰すべき理由によりセンターの建物若しくはその設備を滅失</u></p>

属設備という。)を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の選定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、センターの管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。

- (1)～(3) 略
- (4) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 第5条第1項の許可、その取消しその他センターの利用に関すること。
- (3) センターの体育室の利用に係る使用料の徴収及び還付に関すること。
- (4)・(5) 略

別表

尼崎市立身体障害者福祉センター使用料金表

利用時間	使用料
午前9時から午後0時まで	1,400円
午後1時から午後5時まで	2,400円
午後6時から午後9時まで	2,600円
午前9時から午後5時まで	3,800円
午前9時から午後0時までの間の1時間	470円
午後0時から午後5時までの間の1時間	600円
午後5時から午後9時までの間の1時間	870円
摘要 本市内に住所を有しない者(本市内に存する	

し、又は損傷したときは、直ちにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の選定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、センターの管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。

- (1)～(3) 略
- (4) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 第5条及び第6条第1項に規定する利用の許可、その取消しその他センターの利用に関すること。
- (3) センターの体育室の利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- (4)・(5) 略

別表

尼崎市立身体障害者福祉センター使用料金表

利用時間	午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで
使用料の額	1,400円	2,400円	2,600円	3,800円

<p>学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。)(法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの)が利用する場合の使用料の額は、第5条第1項の許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。</p>	
---	--

< 平成 2 5 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 4 8 号	所 管	障害者自立支援担当
件 名	尼崎市障害者自立支援認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(平成 2 4 年法律第 5 1 号)が制定され、平成 2 5 年 4 月 1 日に「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されることから、所要の文言整理等を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。</p> <p>また、「障害者自立支援法」の名称変更に伴い、審査会の名称を「尼崎市障害者介護給付費等の支給に関する審査会」に改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 2 5 年 4 月 1 日</p>					

尼崎市障害者自立支援認定審査会の委員の定数を定める条例

改正後	現 行
<p><u>尼崎市障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数を定める条例</u></p> <p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)第15条の規定により設置される<u>尼崎市障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数は、40人以内とする。</u></p>	<p><u>尼崎市障害者自立支援認定審査会の委員の定数を定める条例</u></p> <p><u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)第15条の規定により設置される<u>尼崎市障害者自立支援認定審査会の委員の定数は、40人以内とする。</u></p>

<平成25年2月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第49号	所 管	障害者自立支援担当
件 名	尼崎市障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(平成24年法律第51号)が制定され、平成25年4月1日に、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されるとともに、指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等及び障害者自立支援法施行規則が改正されること、また、尼崎市暴力団排除条例の制定に伴い、所要の文言整理を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 条例の題名及び現行条例中において引用している「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。</p> <p>(2) 「暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第7条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者」を「尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者」に改正する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成25年4月1日(但し、暴力団密接関係者に係る引用規定の県条例から市条例への変更については、平成25年7月1日施行)</p>					

尼崎市障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

改正後	現 行
<p><u>尼崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例</u></p> <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるもののほか、<u>指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)</p> <p>第3条 法第30条第1項第2号イの条例で定める基準並びに法第43条第1項の条例で定める基準並びに同条第2項の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営の基準は、次項から第8項までに規定するもののほか、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準</u>(平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(指定居宅介護(省令第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。)に関する記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「当該指定居宅介護を提供した日」とあるのは「その完結の日」と、省</p>	<p><u>尼崎市障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例</u></p> <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるもののほか、<u>指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準その他障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)</p> <p>第3条 法第30条第1項第2号イの条例で定める基準並びに法第43条第1項の条例で定める基準並びに同条第2項の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営の基準は、次項から第8項までに規定するもののほか、<u>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準</u>(平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(指定居宅介護(省令第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。)に関する記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「当該指定居宅介護を提供した日」とあるのは「その完結の日」と、省令の規定(指定療養介護(省令第49条に規</p>

令の規定（指定療養介護（省令第49条に規定する指定療養介護をいう。）に関する記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「当該指定療養介護を提供した日」とあるのは「その完結の日」と、省令の規定（指定自立訓練（生活訓練）（省令第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）に関する記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日」とあるのは「その完結の日」とする。

2 略

3 指定障害福祉サービス事業者及びその指定障害福祉サービスの事業を行う事業所の管理者並びに基準該当障害福祉サービスの事業を行う者及び当該事業を行う事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第 号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

4～8 略

（法第36条第3項第1号の条例で定める者）
第4条 法第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「法施行規則」という。）第34条の21第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

（法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者）

第5条 法第38条第3項（法第39条第2項

定する指定療養介護をいう。）に関する記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「当該指定療養介護を提供した日」とあるのは「その完結の日」と、省令の規定（指定自立訓練（生活訓練）（省令第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）に関する記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日」とあるのは「その完結の日」とする。

2 略

3 指定障害福祉サービス事業者及びその指定障害福祉サービスの事業を行う事業所の管理者並びに基準該当障害福祉サービスの事業を行う者及び当該事業を行う事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員並びに暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第7条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

4～8 略

（法第36条第3項第1号の条例で定める者）
第4条 法第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第34条の21第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

（法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者）

第5条 法第38条第3項（法第39条第2項

及び第41条第4項において準用する場合を含む。)において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法施行規則第34条の24の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準)

第6条 法第44条第1項の条例で定める基準並びに同条第2項の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営の基準は、次項に規定するもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第56条第2項中「当該施設障害福祉サービスを提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。

2 略

(障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準)

第7条 法第80条第1項の条例で定める障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準は、次項に規定するもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例

及び第41条第4項において準用する場合を含む。)において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、障害者自立支援法施行規則第34条の24の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準)

第6条 法第44条第1項の条例で定める基準並びに同条第2項の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営の基準は、次項に規定するもののほか、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第56条第2項中「当該施設障害福祉サービスを提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。

2 略

(障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準)

第7条 法第80条第1項の条例で定める障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準は、次項に規定するもののほか、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、

として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「当該療養介護を提供した日」とあるのは「その完結の日」と、省令の規定(事業所の規模に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う」とあるのは「利用者の確保の見込みがないなどやむを得ない事情があると市長が認める」とする。

2 略

(地域活動支援センターの設備及び運営の基準)

第8条 法第80条第1項の条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営の基準は、次項から第4項までに規定するもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第2条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第6条第2項中「当該サービスを提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。

2～4 略

(福祉ホームの設備及び運営の基準)

第9条 法第80条第1項の条例で定める福祉ホームの設備及び運営の基準は、次項に規定するもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平

その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「当該療養介護を提供した日」とあるのは「その完結の日」と、省令の規定(事業所の規模に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う」とあるのは「利用者の確保の見込みがないなどやむを得ない事情があると市長が認める」とする。

2 略

(地域活動支援センターの設備及び運営の基準)

第8条 法第80条第1項の条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営の基準は、次項から第4項までに規定するもののほか、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第2条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第6条第2項中「当該サービスを提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。

2～4 略

(福祉ホームの設備及び運営の基準)

第9条 法第80条第1項の条例で定める福祉ホームの設備及び運営の基準は、次項に規定するもののほか、障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号。以下この

成18年厚生労働省令第176号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第2条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第7条第2項中「当該サービスを提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。

2 略

(障害者支援施設の設備及び運営の基準)

第10条 法第84条第1項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号。以下「省令」という。)に定める基準(省令第3条第2項に規定する基準を除く。以下「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第8条第2項中「当該施設障害福祉サービスを提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。

2 略

条において「省令」という。)に定める基準(省令第2条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第7条第2項中「当該サービスを提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。

2 略

(障害者支援施設の設備及び運営の基準)

第10条 法第84条第1項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号。以下「省令」という。)に定める基準(省令第3条第2項に規定する基準を除く。以下「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第8条第2項中「当該施設障害福祉サービスを提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。

2 略

< 平成 2 5 年 2 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 5 0 号	所 管	高齢介護課
件 名	尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>市の公共施設は市民の利用に供することを目的として設置されており、施設の取得経費等についても、市民の税負担により賄われているところである。</p> <p>こうしたことから、市民利用の優遇を図るとともに、受益と負担の公平性の観点から、市外利用者に対して、割増使用料の設定を行うとともに、併せて所要の文言整理を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>他都市における市外利用者に対する割増料金の状況などを踏まえる中で、市外利用者に対する使用料については、通常使用料の 1 . 5 倍とする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 2 5 年 7 月 1 日</p>					

尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例

改正後	現 行																						
<p>(事業)</p> <p>第4条 1 略</p> <p>2 ワークセンター和楽園は、前項に<u>規定する</u>事業のほか、授産事業を行う。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 センターの利用は、無料とする。ただし、老人以外の者で前条の許可(以下「<u>利用許可</u>」という。)を受けたものは、別表に定める使用料を前納しなければならない。</p> <p><u>(原状回復義務等)</u></p> <p>第6条の2 <u>自己の責めに帰すべき事由によりセンターの施設又は設備その他の物件(以下「付属設備」という。)を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第11条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>利用許可</u>、その取消しその他センターの利用に関すること。</p> <p>(3) センターの利用に係る使用料の徴収に関すること。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">入 場</td> <td>1人1回につき 180円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個室 利用</td> <td>1回3時間以内の とき</td> <td>1室につき 260円</td> </tr> <tr> <td>1回3時間を超え るとき</td> <td>1室につき 540円</td> </tr> </tbody> </table> <p>摘要 <u>本市内に住所を有しない者(本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。)(法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの)が</u></p>	区 分		使 用 料	入 場		1人1回につき 180円	個室 利用	1回3時間以内の とき	1室につき 260円	1回3時間を超え るとき	1室につき 540円	<p>(事業)</p> <p>第4条 1 略</p> <p>2 ワークセンター和楽園は、前項に<u>掲げる事</u>業のほか、授産事業を行う。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 センターの利用は、無料とする。ただし、老人以外の者で<u>センターを利用しようとするものは、別表に定める額</u>の使用料を前納しなければならない。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第11条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>センターの利用の許可</u>、その取消しその他センターの利用に関すること。</p> <p>(3) センターの利用に係る使用料の徴収<u>及び減免</u>に関すること。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">入 場</td> <td>1人1回につき 180円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個室 利用</td> <td>1回3時間以内の とき</td> <td>1室につき 260円</td> </tr> <tr> <td>1回3時間を超え るとき</td> <td>1室につき 540円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		使 用 料	入 場		1人1回につき 180円	個室 利用	1回3時間以内の とき	1室につき 260円	1回3時間を超え るとき	1室につき 540円
区 分		使 用 料																					
入 場		1人1回につき 180円																					
個室 利用	1回3時間以内の とき	1室につき 260円																					
	1回3時間を超え るとき	1室につき 540円																					
区 分		使 用 料																					
入 場		1人1回につき 180円																					
個室 利用	1回3時間以内の とき	1室につき 260円																					
	1回3時間を超え るとき	1室につき 540円																					

<p>利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間等及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。</p>	
---	--

< 平成 2 5 年 2 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 5 1 号	所 管	生活衛生課
件 名	尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>弥生ヶ丘斎場については、原価主義に基づく使用料・手数料の実態調査や近隣他都市の状況を踏まえる中で、火葬場の市外利用者に係る料金の改定を行い、併せて葬儀式場の延長利用に係る時間制限の撤廃、遺体保管庫の有料化を行うとともに、所要の文言整理を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 本市住民以外の者が利用する場合の火葬使用料について、現行市内料金の 3 倍に設定しているものを 4 倍に改定する。</p> <p>(2) 葬儀式場の利用時間の延長利用制限を撤廃する。</p> <p>(3) 遺体保管庫の料金設定を新たに行い、1 体、1 日、1 回 3 , 0 0 0 円とする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 2 5 年 7 月 1 日</p>					

尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例

改正後	現 行
<p>(利用の許可)</p> <p>第3条 1 略</p> <p><u>2 市長は、葬儀式場を利用しようとする者(以下「葬儀実施予定者」という。)がその葬儀の対象者を火葬するために火葬場の利用に係る前項の許可を受けた場合に限り、当該葬儀実施予定者に対して葬儀式場の利用に係る同項の許可をすることができる。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第4条 <u>前条第1項の許可(以下「利用許可」という。)を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(原状回復義務等)</p> <p>第5条 <u>自己の責めに帰すべき事由により斎場の施設又は設備その他の物件(以下「付属設備」という。)を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第9条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>利用許可、その取消しその他斎場の利用に関すること。</u></p> <p>(3) <u>斎場の利用に係る使用料の徴収に関すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第3条 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第4条 前条の規定により利用の許可を受けた者は、別表に定める<u>額</u>の使用料を前納しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(原状回復義務等)</p> <p>第5条 <u>利用者は、建物又は付属設備を損傷し、又は滅失したときは、すみやかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第9条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>斎場の利用の許可、その取消しその他斎場の利用に関すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>

別表			別表		
区分	使用料		区分	使用料	
	単 価	金 額			
葬 儀 式 場	1 回	5,200円	葬 儀 式 場	2時間まで	5,200円
				延長2時間まで1時間につ き	1,000円
火 葬 場	大人1体	13,200円	火 葬 場	大人1体につき	13,200円
	小人1体	6,600円		小人(年齢12歳未満の者を いう。)1体につき	6,600円
	死産児1体	3,300円		死産児1体につき	3,300円
	胞衣、産汚物又は人体の一 部1個	1,500円		胞衣、産汚物及び人体の一 部1個につき	1,500円
遺体 保管 庫	1 体 1 日 1 回	3,000円	摘要 本市住民でない者が利用する場合(本市 住民の葬儀又は火葬のために利用する場合を 除く。)は、葬儀式場にあつては当該使用料 の10割増、火葬場にあつては20割増とする。		
摘要					
<p>1 葬儀式場の利用時間が2時間を超える 場合の使用料の額は、1,000円にその 超える時間(以下「超過時間」という。) (超過時間が1時間に満たないとき又は 超過時間に1時間に満たない端数がある ときは、これらを1時間とする。)の時間 の数値を乗じて得た額に5,200円を加 えて得た額とする。</p> <p>2 本市内に住所を有しない者が利用する場 合(死亡の当時本市内に住所を有していた 者の葬儀又は火葬のために利用する場合を 除く。)の使用料の額は、利用許可を受け た利用回数等及びこれに係るこの表の右欄 に掲げる額で算定された額の2倍(火葬場 にあつては、4倍)とする。</p>					
備考					
<p>1 「大人」とは、死亡の日において12歳 以上であった者をいう。</p> <p>2 「小人」とは、大人及び死産児以外の者 をいう。</p> <p>3 「1日」とは、午前0時から翌日の午前 0時までをいう。</p>					

<平成25年2月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第52号	所 管	保育計画担当
件 名	尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>尼崎市立立花南保育所は平成25年4月1日に社会福祉法人に民間移管することとしているが、移管予定の社会福祉法人が移管を辞退したことにより、平成25年4月1日に社会福祉法人へ移管することが困難となったため、尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例の施行期日を改正するもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例(平成23年尼崎市条例第24号)付則第1項中「平成25年4月1日」を「規則で定める日」に改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p>					

尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例

改正後	現 行
<p>尼崎市立保育所条例(平成23年尼崎市条例第24号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表尼崎市立立花南保育所の項を削る。</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。</p> <p>2 略</p>	<p>尼崎市立保育所条例(平成23年尼崎市条例第24号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表尼崎市立立花南保育所の項を削る。</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>2 略</p>

<平成25年2月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第53号	所 管	計画調整課
件 名	尼崎市子ども・子育て審議会条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)(以下「支援法」という。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の成立に伴い、これらの子ども・子育て関連3法に係る事務を処理するため、市町村又は中核市に審議会その他の合議制の機関を設置し、意見聴取を行うことが求められている。</p> <p>これらの内容は、現行の尼崎市社会保障審議会児童専門分科会が所掌する審議事項と相互に密接に関連していることから、同分科会の審議事項を含めた効率的かつ効果的な審議体制を構築するため、新たに条例を制定する。</p> <p>なお、新たな審議会の設置に伴い、関連する条例について所要の整備を行う。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 条例の趣旨(第1条関係)</p> <p>当該条例は、審議会の設置、組織及び運営について、必要な事項を定める。</p> <p>(2) 設置(第2条関係)</p> <p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第1項及び第3項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条、支援法第77条第1項に規定する事項並びに尼崎市子どもの育ち支援条例(平成21年条例第41号)第12条第2項の規定によりその権限に属させられた事項、その他、市民の児童福祉、母子保健及び幼児期の学校教育について、市長又は教育委員会が必要と認める事項を調査審議させるため、市長及び教育委員会の付属機関として、審議会を設置する。</p> <p>(3) 組織(第3条関係)</p> <p>審議会は、委員30人以内で組織し、委員構成は、学識経験者、市議会議員、児童福祉又は学校教育の関係者、子ども・その保護者を支援する団体の代表者、事業主又は労働者の代表者、市民の代表者とする。</p> <p>(4) その他(付則関係)</p> <p>社会保障審議会を組織する委員については50人以内から35人以内に改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成25年4月1日</p>					

<平成25年2月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第54号	所 管	こども家庭支援課
件 名	尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>すこやか住まい体験館廃止後のスペースなど施設をより有効に活用して、子育て支援に係る機能の充実を図るため、平成25年度から一時預かりルームやランチスペース等を設置することに伴い、一時預かりルームの利用者に対する使用料の設定を行う。</p> <p>また、市の公共施設は市民の利用に供することを目的として設置されており、施設の取得経費等についても、市民の税負担により賄われているところである。</p> <p>こうしたことから、市民利用の優遇を図るとともに、受益と負担の公平性の観点から、市外利用者に対して、割増使用料の設定を行うとともに、併せて所要の文言整理を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 一時預かりルームの利用資格 生後6か月から就学前までの乳幼児の保護者とする。</p> <p>(2) 利用の許可 一時預かりルームの利用については、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(3) 指定管理者が行う業務の範囲 一時預かりルームの利用の許可や利用に係る使用料の徴収等を行う。</p> <p>(4) 一時預かりルームの使用料 つどいの広場で実施している一時預かり事業や市内の認可外保育施設での一時預かり料金の状況を踏まえる中で、一時預かりルームの利用者に対する使用料については、乳幼児1人30分につき350円とする。(利用時間が1時間に満たないときは、利用時間を1時間とする。)</p> <p>(5) 市外利用者の使用料 他都市における市外利用者に対する割増料金の状況などを踏まえる中で、市外利用者に対する使用料については、通常使用料の1.5倍とする。(新たに設置する一時預かりルームの市外利用者の使用料については、平成25年4月1日から通常使用料の1.5倍とする。)</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成25年4月1日 一時預かりルームに係る規定について</p> <p>平成25年7月1日 多目的ホールの市外利用者の使用料に係る規定について</p>					

尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例

1 平成25年4月1日施行内容

改正後	現 行
<p>(事業)</p> <p>第4条 プラザは、<u>第2条に規定する設置の目的</u>(以下「<u>設置目的</u>」という。)を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) <u>その他市長が必要と認める事業</u></p> <p>(一時預かりルールの利用の資格)</p> <p>第4条の2 <u>プラザの一時預かりルームを利用することができる者は、乳幼児(生後6月に達する日から6歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者で規則で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。)</u>の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳幼児を現に監護するものをいう。)とする。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第5条 <u>プラザの多目的ホール又は一時預かりルームを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 <u>前条の許可(以下「利用許可」という。)</u>を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。<u>ただし、規則で定める場合においては、後納しなければならない。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(原状回復義務等)</p> <p>第7条 <u>自己の責めに帰すべき事由によりプラザの施設又は設備その他の物件(以下「付属設備」という。)を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>(指定管理者の選定)</p> <p>第10条 市長は、前条の規定による申請があ</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 プラザは、<u>第2条の目的</u>を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</u></p> <p>(多目的ホールの利用)</p> <p>第5条 プラザの多目的ホールを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 <u>前条の規定により利用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(原状回復義務等)</p> <p>第7条 <u>利用者は、その責めに帰すべき理由によりプラザの施設又は設備その他の物件を滅失し、又は損傷したときは、直ちにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者の選定)</p> <p>第10条 市長は、前条の規定による申請があ</p>

ったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、プラザの管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。

- (1)～(3) 略
 (4) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関すること。
 (2) 利用許可、その取消しその他プラザの利用に関すること。
 (3) プラザの多目的ホール及び一時預かりルームの利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
 (4)・(5) 略

別表1 部屋の使用料

区分		使用料		
		午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
多目的ホール	ABC	7,400円	9,800円	11,100円
	AB	5,500円	7,300円	8,200円
	BC	5,500円	7,300円	8,200円
	A	1,900円	2,500円	2,800円
	B	3,600円	4,800円	5,400円
	C	1,900円	2,500円	2,800円
<u>一時預かりルーム</u>		<u>乳幼児1人30分につき350円</u>		
摘要 1 多目的ホールの項のA、B及びCの表示				

ったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、プラザの管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。

- (1)～(3) 略
 (4) 前各号に掲げるもののほか、プラザの設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に規定する事業の実施に関すること。
 (2) プラザの多目的ホールの利用の許可、その取消しその他プラザの利用に関すること。
 (3) プラザの多目的ホールの利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
 (4)・(5) 略

別表1 多目的ホールの使用料

区分		使用料		
		午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
A B C		7,400円	9,800円	11,100円
A B		5,500円	7,300円	8,200円
B C		5,500円	7,300円	8,200円
A		1,900円	2,500円	2,800円
B		3,600円	4,800円	5,400円
C		1,900円	2,500円	2,800円
摘要 区分欄のA、B及びCの表示は、分割して利用することができる多目的				

<p>は、分割して利用することができる多目的ホールの床の区分をいう。</p> <p>2 <u>一時預かりルームを利用しようとする時間が1時間に満たないときは、利用時間を1時間とする。</u></p> <p>3 <u>一時預かりルームを利用した時間が利用許可を受けた利用時間を超えた場合において、その超えた時間(以下「超過時間」という。)が30分には満たないとき又は超過時間に30分には満たない端数があるときは、これらを30分とする。</u></p> <p>4 <u>本市内に住所を有しない者(本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。)(法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの)が一時預かりルームを利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間等及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>ホールの床の区分をいう。</p>
--	---------------------

2 平成25年7月1日施行内容

改正後					現行				
別表1 部屋の使用料					別表1 部屋の使用料				
区分		使用料			区分		使用料		
		午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで			午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
多目的ホール	ABC	7,400円	9,800円	11,100円	多目的ホール	ABC	7,400円	9,800円	11,100円
	AB	5,500円	7,300円	8,200円		AB	5,500円	7,300円	8,200円
	BC	5,500円	7,300円	8,200円		BC	5,500円	7,300円	8,200円
	A	1,900円	2,500円	2,800円		A	1,900円	2,500円	2,800円
	B	3,600円	4,800円	5,400円		B	3,600円	4,800円	5,400円
	C	1,900円	2,500円	2,800円		C	1,900円	2,500円	2,800円
一時預かりルーム		乳幼児1人30分につき350円			一時預かりルーム		乳幼児1人30分につき350円		
<p>摘要</p> <p>1～3 略</p> <p>4 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの）が利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間等及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。</p>					<p>摘要</p> <p>1～3 略</p> <p>4 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの）が一時預かりルームを利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間等及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。</p>				

<平成25年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第55号	所 管	青少年課
件 名	尼崎市立青少年いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>市の公共施設は市民の利用に供することを目的として設置されており、施設の取得経費等についても、市民の税負担により賄われているところである。</p> <p>こうしたことから、市民利用の優遇を図るとともに、受益と負担の公平性の観点から、市外利用者に対して、割増使用料の設定を行うとともに、併せて所要の文言整理を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>他都市における市外利用者に対する割増料金の状況などを踏まえる中で、市外利用者に対する使用料については、通常使用料の1.5倍とする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成25年7月1日</p>					

尼崎市立青少年いこいの家の設置及び管理に関する条例

改正後	現 行
<p>(事業)</p> <p>第4条 <u>いこいの家は、第2条に規定する設置の目的(以下「設置目的」という。)を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</u></p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>(6) <u>その他</u>、市長が必要と認める事業</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 <u>前条の許可(以下「利用許可」という。)</u>を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(原状回復義務等)</p> <p>第7条 <u>自己の責めに帰すべき事由によりいこいの家の施設又は設備その他の物件(以下「付属設備」という。)を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>(指定管理者の選定)</p> <p>第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、いこいの家の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために十分な能力を有していること。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>第4条各号に掲げる事業の実施に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>利用許可</u>、その取消しその他いこいの家の利用に関すること。</p> <p>(3) <u>いこいの家の利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関する</u>こと。</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 いこいの家は、次の各号に掲げる事業を行なう。</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか</u>、市長が必要と認める事業</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 前条の規定により利用の許可を受けた者は、別表に定める<u>額</u>の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(原状回復義務等)</p> <p>第7条 <u>利用者は、建物又は付属設備を損傷し、又は滅失したときは、すみやかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者の選定)</p> <p>第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、いこいの家の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、<u>第2条に規定する設置目的を達成するために十分な能力を有していること。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>第4条に規定する事業の実施に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>第5条に規定する利用の許可</u>、その取消しその他いこいの家の利用に関すること。</p> <p>(3) <u>第6条に規定する使用料の徴収、減免及び還付に関する</u>こと。</p>

(4)・(5) 略

別表

区分		使用料			
		午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
会議室	大	280円	400円	340円	820円
	小	150円	200円	170円	420円
和室	大	70円	110円	90円	220円
	小	60円	90円	80円	180円
宿泊室	25歳未満の者、青少年団体員及び青少年団体指導者 1人1泊につき 200円				
	その他の者 1人1泊につき 400円				
野外施設	25歳未満の者、青少年団体員及び青少年団体指導者 1人1日につき 100円				
	その他の者 1人1日につき 200円				
テントサイト	1張1回につき 240円				
摘要					
1・2 略					
3 本市内に住所を有しない者(本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。)(法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの)が利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間等及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。					

(4)・(5) 略

別表

区分		使用料			
		午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
会議室	大	280円	400円	340円	820円
	小	150円	200円	170円	420円
和室	大	70円	110円	90円	220円
	小	60円	90円	80円	180円
宿泊室	25歳未満の者、青少年団体員及び青少年団体指導者 1人1泊につき 200円				
	その他の者 1人1泊につき 400円				
野外施設	25歳未満の者、青少年団体員及び青少年団体指導者 1人1日につき 100円				
	その他の者 1人1日につき 200円				
テントサイト	1張1回につき 240円				
摘要					
1・2 略					

< 平成 2 5 年 2 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 5 6 号	所 管	青少年課
件 名	尼崎市立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>利用者の利便性向上の観点から、体育館について現在の利用区分に加え、時間単位での利用も可能とする。</p> <p>また、市の公共施設は市民の利用に供することを目的として設置されており、施設の取得経費等についても、市民の税負担により賄われているところである。</p> <p>こうしたことから、市民利用の優遇を図るとともに、受益と負担の公平性の観点から、市外利用者に対して割増使用料の設定を行うとともに、併せて所要の文言整理を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 利用区分の見直しについて 体育館の利用について時間単位の使用料を設定する。</p> <p>(2) 市外利用者に対する割増使用料について 他都市における市外利用者に対する割増料金の状況などを踏まえる中で、市外利用者に対する使用料については、通常使用料の 1 . 5 倍とする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>(1) 体育館の時間単位の利用申請及び文言整理について 平成 2 5 年 4 月 1 日</p> <p>(2) 体育館の時間単位の利用及び市外利用者に対する割増使用料について 平成 2 5 年 7 月 1 日</p>					

尼崎市立青少年センターの設置及び管理に関する条例

改正後

(事業)

第4条 センターは、第2条に規定する設置の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1)～(3) 略

(4) その他市長が必要と認める事業

(利用の許可)

第5条 センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第6条 センターの利用は、無料とする。ただし、第4条各号に掲げる事業以外の目的のためにセンターを利用しようとする者で、前条の許可(以下「利用許可」という。)を受けたものは、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 略

(利用許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者が偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。

(2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。

(3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。

(4) その他市長がセンターの管理上支障があると認めるとき。

2 本市は、前項の規定による利用許可の取消し又は利用許可の条件の変更を受けた者が、これらによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(原状回復義務等)

第8条 自己の責めに帰すべき事由によりセンターの施設又は設備その他の物件を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

別表

区分	使用料					
	午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後0時までの間の1時間	午後0時から午後5時までの間の1時間	午後5時から午後9時までの間の1時間
研修室	3,800円	5,000円	7,600円	-	-	-
会議室 1	1,900円	2,500円	3,800円	-	-	-
会議室 2	900円	1,200円	1,900円	-	-	-

現 行

(事業)

第4条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

(1)～(3) 略

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第5条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第6条 センターの使用は、無料とする。ただし、センターを第2条に規定する設置目的外の活動を行うため使用しようとする者は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。

2 略

(使用の許可の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用の許可を取り消すことができる。

(1) 第5条の規定による使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)がこの条例又は関係例規に違反したとき。

(2) 使用者が使用の目的又は使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 使用者が申請書等に虚偽の事実を記載したとき。

(4) その他管理上支障があるとき。

(原状回復義務等)

第8条 使用者は、建物又は付属設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

別表

区分	使用料		
	午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
研修室	3,800円	5,000円	7,600円
会議室1	1,900円	2,500円	3,800円
会議室2	900円	1,200円	1,900円
会議室3	900円	1,200円	1,900円

会議室 3	900円	1,200円	1,900円	-	-	-	
和室	1,000円	1,400円	2,100円	-	-	-	
音楽室	1,900円	2,500円	3,800円	-	-	-	
体育館	全面使用	4,300円	7,400円	8,600円	1,440円	1,850円	2,870円
	2分の1面使用	2,150円	3,700円	4,300円	720円	930円	1,440円

摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの）が利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。

和室		1,000円	1,400円	2,100円
音楽室		1,900円	2,500円	3,800円
体育館	全面使用	4,300円	7,400円	8,600円
	2分の1面使用	2,150円	3,700円	4,300円

<平成25年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第57号	所 管	市民協働局企画管理課
件 名	尼崎市立富松住宅管理基金条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>平成25年4月に尼崎市民共済生活協同組合から承継する富松住宅事業において、同組合から譲り受ける住宅事業承継資金を財源に、新たに尼崎市立富松住宅管理基金を設置するとともに、毎年度の富松住宅管理事業の剰余金を積み立て、施設の管理等に必要な財源として確保するため、尼崎市立富松住宅管理基金条例を制定する。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 基金の額（第2条関係） 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める額とする。</p> <p>(2) 管理（第3条関係） ア 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 イ 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p> <p>(3) 処分（第5条関係） 基金は、基金の設置目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができる。</p> <p>3 施行期日 平成25年4月1日</p>					

< 平成 2 5 年 2 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 5 8 号	所 管	協働・男女参画課
件 名	尼崎市立女性・勤労婦人センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>市の公共施設は市民の利用に供することを目的として設置されており、施設の取得経費等についても、市民の税負担により賄われているところである。</p> <p>こうしたことから、市民利用の優遇を図るとともに、受益と負担の公平性の観点から、市外利用者に対して、割増使用料の設定を行うとともに、併せて所要の文言整理を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>他都市における市外利用者に対する割増料金の状況などを踏まえる中で、市外利用者に対する使用料については、通常使用料の 1 . 5 倍とする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 2 5 年 7 月 1 日</p>					

尼崎市立女性・勤労婦人センターの設置及び管理に関する条例

改正後	現 行
<p>(事業)</p> <p>第4条 女性センターは、<u>第2条に規定する設置の目的(以下「設置目的」という。)</u>を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>その他市長が必要と認める事業</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 前条の許可(以下「利用許可」という。)を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>設置目的に適合した活動を行うために女性センターを利用するときその他規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</u></p> <p>3 略</p> <p>(原状回復義務等)</p> <p>第6条の2 <u>自己の責めに帰すべき事由により女性センターの施設又は設備その他の物件(以下「付属設備」という。)を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>(指定管理者の選定)</p> <p>第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、女性センターの管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、<u>設置目的を達成するために十分な能力を有しているこ</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 女性センターは、<u>第2条の目的を達成</u>するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 前条の規定により利用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>第2条に規定する設置目的のための活動に利用するときその他規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</u></p> <p>3 略</p> <p>(指定管理者の選定)</p> <p>第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、女性センターの管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、<u>第2条に規定する設置目的を達成するために十分な能</u></p>

<p>と。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第11条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>第4条各号に掲げる事業の実施に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>利用許可、その取消しその他女性センターの利用に関する</u>こと。</p> <p>(3) <u>女性センターの利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関する</u>こと。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(<u>尼崎市立女性・勤労婦人センター運営委員会</u>)</p> <p>第13条 女性センターの運営について、市長の諮問に応じ、又は意見を具申する機関として尼崎市立女性・勤労婦人センター運営委員会(以下「<u>運営委員会</u>」という。)を置く。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p>(<u>施行期日</u>)</p> <p>1 <u>この条例は、平成25年7月1日から施行する。</u></p> <p>(<u>経過措置</u>)</p> <p>2 <u>この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市立女性・勤労婦人センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の利用に係る使用料を納付している者で、その納付の際本市内に住所を有していないもの(本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有している者を除く。)(法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有していないもの)は、この条例による改正後の尼崎市立女性・勤労婦人センターの設置及び管理に關す</u></p>	<p>力を有していること。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第11条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>第4条に規定する事業の実施に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>第5条に規定する利用の許可、その取消しその他女性センターの利用に関する</u>こと。</p> <p>(3) <u>第6条に規定する使用料の徴収、減免及び還付に関する</u>こと。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(<u>運営委員会</u>)</p> <p>第13条 女性センターの運営について、市長の諮問に応じ、又は意見を具申する機関として尼崎市立女性・勤労婦人センター運営委員会(以下「<u>運営委員会</u>」という。)を置く。</p> <p>2・3 略</p>
---	--

る条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

別表

1 部屋の使用料

区 分	使用料		
	午前 9 時から午後 0 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで
多目的ホール	9,000 円	12,000 円	13,500 円
フィットネスクラブ	2,700 円	3,700 円	4,200 円
料理教室	3,600 円	4,600 円	5,400 円
和室	1,800 円	2,200 円	2,600 円
視聴覚室	5,400 円	6,900 円	8,000 円
学習室 1	2,600 円	3,300 円	3,800 円
学習室 2	1,900 円	2,400 円	2,700 円
学習室 3	1,900 円	2,400 円	2,700 円
ギャラリー	1 日につき 6,600 円		

摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの）が利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間等及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

2 略

別表

1 部屋の使用料

区 分	使用料		
	午前 9 時から午後 0 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで
多目的ホール	9,000 円	12,000 円	13,500 円
フィットネスクラブ	2,700 円	3,700 円	4,200 円
料理教室	3,600 円	4,600 円	5,400 円
和室	1,800 円	2,200 円	2,600 円
視聴覚室	5,400 円	6,900 円	8,000 円
学習室 1	2,600 円	3,300 円	3,800 円
学習室 2	1,900 円	2,400 円	2,700 円
学習室 3	1,900 円	2,400 円	2,700 円
ギャラリー	1 日につき 6,600 円		

2 略

<平成25年2月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第59号	所 管	市民活動推進担当
件 名	尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>市の公共施設は市民の利用に供することを目的として設置されており、施設の取得経費等についても、市民の税負担により賄われているところである。</p> <p>こうしたことから、市民利用の優遇を図るとともに、受益と負担の公平性の観点から、市外利用者に対して、割増使用料の設定を行うとともに、併せて所要の文言整理を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>他都市における市外利用者に対する割増料金の状況などを踏まえる中で、市外利用者に対する使用料については、通常使用料の1.5倍とする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成25年7月1日</p>					

尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例

改正後

(利用の許可)

第4条 会館を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第5条 前条の許可(以下「利用許可」という。)を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 市長は、第2条に規定する設置の目的(以下「設置目的」という。)に適合した活動を行うために会館を利用するときその他規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

3 略

(原状回復義務等)

第6条 自己の責めに帰すべき事由により会館の施設又は設備その他の物件(以下「付属設備」という。)を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の選定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、会館の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。

(1)~(3) 略

(4) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用許可、その取消しその他会館の利用に関すること。
- (2) 会館の利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- (3)・(4) 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の利用に係る使用料を納付している者で、その納付の際本市内に住所を有していないもの(本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有している者を除く。)(法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有していないもの)は、この条例による改正後の尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例

現 行

(使用の許可)

第4条 会館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第5条 前条の規定により使用の許可を受けた者は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。

2 会館を第2条に規定する設置目的に適合した活動を行うため使用しようとするときその他規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

3 略

(原状回復義務等)

第6条 使用者は、その責めに帰すべき理由により、会館の建物又は付属設備を損傷し、又は滅失したときは、すみやかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の選定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、会館の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 前各号に掲げるもののほか、会館の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 会館の使用の許可、その取消しその他会館の使用に関すること。

(2) 会館の使用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。

(3)・(4) 略

の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

区 分		使 用 料			
		午前9時から 午後0時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	
尼崎市立武庫地区会館	ホ - ル	9,800円	13,000円	19,600円	
尼崎市立小田地区会館	ホ - ル	8,300円	10,900円	16,600円	
尼崎市立園田地区会館 尼崎市立大庄地区会館 尼崎市立立花地区会館 尼崎市立中央地区会館	ホ - ル	9,000円	11,900円	18,000円	
尼崎市立武庫地区会館 尼崎市立小田地区会館 尼崎市立園田地区会館 尼崎市立大庄地区会館	大会 議室	全面使用 2分の1面使用	2,500円 1,300円	3,400円 1,700円	5,000円 2,500円
尼崎市立立花地区会館 尼崎市立中央地区会館	大会 議室	全面使用 3分の1面使用	2,500円 900円	3,400円 1,200円	5,000円 1,700円
各 地 区 会 館	小 会 議 室	1,200円	1,600円	2,400円	
尼崎市立小田地区会館	大 広 間	4,100円	5,400円	8,200円	
尼崎市立園田地区会館 尼崎市立立花地区会館 尼崎市立中央地区会館	大 広 間	全面使用 2分の1面使用	4,100円 2,100円	5,400円 2,700円	8,200円 4,100円
尼崎市立大庄地区会館	大 広 間	全面使用 3分の1面使用	4,100円 1,400円	5,400円 1,800円	8,200円 2,800円
尼崎市立武庫地区会館 尼崎市立小田地区会館	和 室	1,200円	1,600円	2,400円	
尼崎市立園田地区会館 尼崎市立大庄地区会館 尼崎市立立花地区会館 尼崎市立中央地区会館	茶 室	1,000円	1,200円	1,900円	
各 地 区 会 館	教 室	800円	1,100円	1,600円	
尼崎市立武庫地区会館 尼崎市立小田地区会館 尼崎市立立花地区会館 尼崎市立中央地区会館	料 理 教 室	1,200円	1,600円	2,400円	

摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）
（法人その他の団体にあっては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの）が利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。

区 分		使 用 料			摘 要	
		午前 9 時から 午後 0 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで		
武庫地区会館	水 ー ル	9,800 円	13,000 円	19,600 円		
小田地区会館	水 ー ル	8,300 円	10,900 円	16,600 円		
園田地区会館 大庄地区会館 立花地区会館 中央地区会館	水 ー ル	9,000 円	11,900 円	18,000 円		
各 地 区 会 館	大 会 議 室	全 面 使 用	2,500 円	3,400 円	5,000 円	
		2 分 の 1 面 使 用	1,300 円	1,700 円	2,500 円	立花地区会館及 び中央地区会館 を除く。
		3 分 の 1 面 使 用	900 円	1,200 円	1,700 円	立花地区会館及 び中央地区会館 に限る。
各 地 区 会 館	小 会 議 室	1,200 円	1,600 円	2,400 円		
小田地区会館 園田地区会館 大庄地区会館 立花地区会館 中央地区会館	大 広 間	全 面 使 用	4,100 円	5,400 円	8,200 円	
		2 分 の 1 面 使 用	2,100 円	2,700 円	4,100 円	小田地区会館及 び大庄地区会館 を除く。
		3 分 の 1 面 使 用	1,400 円	1,800 円	2,800 円	大庄地区会館に 限る。
武庫地区会館 小田地区会館	和 室	1,200 円	1,600 円	2,400 円		
園田地区会館 大庄地区会館 立花地区会館 中央地区会館	茶 室	1,000 円	1,200 円	1,900 円		
各 地 区 会 館	教 室	800 円	1,100 円	1,600 円		
武庫地区会館 小田地区会館 立花地区会館 中央地区会館	料 理 教 室	1,200 円	1,600 円	2,400 円		

<平成25年2月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第60号	所 管	園田地域振興センター
件 名	尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>市の公共施設は市民の利用に供することを目的として設置されており、施設の取得経費等についても、市民の税負担により賄われているところである。</p> <p>こうしたことから、市民利用の優遇を図るとともに、受益と負担の公平性の観点から、市外利用者に対して、割増使用料の設定を行うとともに、併せて所要の文言整理を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>他都市における市外利用者に対する割増料金の状況などを踏まえる中で、市外利用者に対する使用料については、通常使用料の1.5倍とする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成25年7月1日</p>					

尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例

改正後	現 行
<p>(利用の許可)</p> <p>第4条 会館を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 会館の利用は、無料とする。ただし、第2条に規定する設置の目的以外の目的のために会館を利用しようとする者で、前条の許可(以下「利用許可」という。)を受けたものは、別表に定める使用料を前納しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(原状回復義務等)</p> <p>第6条 自己の責めに帰すべき事由により会館の施設又は設備その他の物件を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の利用に係る使用料を納付している者で、その納付の際本市内に住所を有していないもの(本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有している者を除く。)(法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有していないもの)は、こ</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第4条 会館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 会館の使用は、無料とする。ただし、第2条に規定する設置の目的以外の目的のために会館を使用しようとする者は、別表に掲げる額の使用料を前納しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第6条 使用者は、その責めに帰すべき理由により、会館の建物又は付属設備を損傷し、又は滅失したときは、すみやかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。</p>

の条例による改正後の尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

別表

区 分		使 用 料		
		午前 9 時から 午後 0 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
大 会 議 室	全面使 用	3,200 円	4,300 円	5,400 円
	2 分の 1 面使 用	1,600 円	2,150 円	2,700 円
小会議室		600 円	800 円	1,200 円
和室		700 円	1,000 円	1,400 円
料理教室		1,000 円	1,300 円	2,100 円

摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に
存する学校等に通学し、又は本市内に勤
 務場所を有する者を除く。）（法人その他
 の団体にあつては、本市内に事務所又は
 事業所を有しないもの）が利用する場合
 の使用料の額は、利用許可を受けた利用
 時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げ
 る額で算定された額に 100 分の 150
 を乗じて得た額とする。

別表

区 分		使 用 料		
		午前 9 時から 午後 0 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
大 会 議 室	全面使 用	3,200 円	4,300 円	5,400 円
	2 分の 1 面使 用	1,600 円	2,150 円	2,700 円
小会議室		600 円	800 円	1,200 円
和室		700 円	1,000 円	1,400 円
料理教室		1,000 円	1,300 円	2,100 円

< 平成 2 5 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 6 1 号	所 管	総合センター担当
件 名	尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>市の公共施設は市民の利用に供することを目的として設置されており、施設の取得経費等についても、市民の税負担により賄われているところである。</p> <p>こうしたことから、市民利用の優遇を図るとともに、受益と負担の公平性の観点から、市外利用者に対して、割増使用料の設定を行うとともに、併せて所要の文言整理を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>他都市における市外利用者に対する割増料金の状況などを踏まえる中で、市外利用者に対する使用料については、通常使用料の 1 . 5 倍とする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 2 5 年 7 月 1 日</p>					

尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例

改正後	現 行
<p>(事業)</p> <p>第4条 総合センターは、<u>第2条に規定する設置の目的</u>を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>その他市長が必要と認める事業</u></p> <p>2 総合センターに他の<u>条例で定める施設</u>が併設された場合は、それぞれ相互に有機的な連携を保つものとする。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第5条 総合センターを<u>利用しようとする者</u>は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 総合センターの<u>利用は、無料とする。</u>ただし、第4条第1項各号に掲げる事業以外の目的のために総合センターを<u>利用しようとする者で、前条の許可(以下「利用許可」という。)</u>を受けたものは、別表に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を前納しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(原状回復義務等)</p> <p>第7条 <u>自己の責めに帰すべき事由により総合センターの施設又は設備その他の物件を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、<u>総合センターの管理</u>について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 総合センターは、<u>第2条の目的</u>を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</u></p> <p>2 総合センターに他の<u>条例の定める施設</u>が併設された場合は、それぞれ相互に有機的な連携を保つものとする。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 総合センターを<u>使用しようとする者</u>は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 総合センターの<u>使用は、無料とする。</u>ただし、第4条第1項各号に掲げる事業以外の目的のために総合センターを<u>使用しようとする者は、別表に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を前納しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第7条 <u>使用者は、その責めに帰すべき理由により、総合センター又は付属設備を損傷し、又は滅失したときは、すみやかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、<u>この条例の施行</u>について必要な事項は、規則で定める。</p>

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の利用に係る使用料を納付している者で、その納付の際本市内に住所を有していないもの(本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有している者を除く。)(法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有していないもの)は、この条例による改正後の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

別表

区 分	使用料		
	午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
集会室	1,200円	1,720円	2,100円
教室	670円	1,050円	1,350円
料理教室	1,200円	1,720円	2,100円
和室	670円	1,050円	1,350円

摘要 本市内に住所を有しない者(本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。)(法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの)が利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。

別表

区 分	使用料		
	午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
集会室	1,200円	1,720円	2,100円
教室	670円	1,050円	1,350円
料理教室	1,200円	1,720円	2,100円
和室	670円	1,050円	1,350円

<平成25年2月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第62号	所 管	国保年金管理担当
件 名	尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>国において、中間所得層の負担軽減を図るため、国民健康保険法施行令が改正され、国民健康保険料介護納付金賦課限度額が10万円から12万円に見直された。本市国民健康保険においても施行令に定める賦課限度額に見直すため、国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、規定の整備を行う。また、障害者自立支援法の一部改正による法律名称の変更に伴い文言を整理する。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 国民健康保険料介護納付金賦課限度額の見直し 【第15条の8、第19条の2】 介護納付金賦課限度額を10万円から12万円に見直す。</p> <p>(2) その他 【第7条の2】 障害者自立支援法の一部改正による法律名称の変更に伴い文言を整理する。</p> <p>3 施行期日 平成25年4月1日</p>					

尼崎市国民健康保険条例

改正後	現 行
<p>(結核・精神医療付加金)</p> <p>第 7 条の 2 被保険者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 37 条の 2 第 1 項に規定する医療又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 5 条に規定する精神障害者として<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成 17 年法律第 123 号)第 58 条第 1 項に規定する指定自立支援医療(通院医療に限る。)を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、結核・精神医療付加金として、当該医療に要する費用の額の 100 分の 5 に相当する額と当該医療に関して被保険者が自ら負担すべきこととなる額とのいずれか少ない額に相当する額を支給する。</p>	<p>(結核・精神医療付加金)</p> <p>第 7 条の 2 被保険者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 37 条の 2 第 1 項に規定する医療又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 5 条に規定する精神障害者として<u>障害者自立支援法</u>(平成 17 年法律第 123 号)第 58 条第 1 項に規定する指定自立支援医療(通院医療に限る。)を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、結核・精神医療付加金として、当該医療に要する費用の額の 100 分の 5 に相当する額と当該医療に関して被保険者が自ら負担すべきこととなる額とのいずれか少ない額に相当する額を支給する。</p>
<p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第 15 条の 8 第 15 条の 5 の介護納付金賦課額は、<u>120,000 円</u>を超えることができない。</p>	<p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第 15 条の 8 第 15 条の 5 の介護納付金賦課額は、<u>100,000 円</u>を超えることができない。</p>
<p>(保険料の減額賦課等)</p> <p>第 19 条の 2 1 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 11 条又は第 14 条」とあるのは「第 15 条の 5」と、「510,000 円」とあるのは「<u>120,000 円</u>」と読み替え</p>	<p>(保険料の減額賦課等)</p> <p>第 19 条の 2 1 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 11 条又は第 14 条」とあるのは「第 15 条の 5」と、「510,000 円」とあるのは「<u>100,000 円</u>」と読み替え</p>

<p>るものとする。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から</u> <u>施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の尼崎市国民</u> <u>健康保険条例第 15 条の 8 及び第 19 条</u> <u>の 2 第 4 項において読み替えて準用する同</u> <u>条第 1 項の規定は、平成 25 年度以後の</u> <u>年度分の保険料について適用し、平成</u> <u>24 年度分までの保険料については、</u> <u>なお従前の例による。</u></p>	<p>るものとする。</p>
--	----------------

< 平成 2 5 年 2 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 6 3 号	所 管	環境創造課
件 名	尼崎市環境影響評価等に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>環境影響評価法の一部を改正する法律(平成23年法律第27号)が公布され、平成25年4月1日に全面施行される。</p> <p>法の改正趣旨を鑑みて、事業者が行う環境影響評価に対する市民等の理解の向上及び参画の促進を目的とする規定を整備するとともに、改正法における報告書手続(市条例における事後調査手続に該当)の義務化に伴い、法との整合性をはかるため目的の重複する規定を削除するもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 実施計画書手続の改正</p> <p>ア 実施計画要約書の作成 事業者による実施計画書を要約した書面の提出を義務化する。</p> <p>イ 実施計画書説明会の開催 事業者による実施計画書段階における説明会の実施を義務化する。</p> <p>(2) インターネット公開の義務化 事業者による実施計画書、準備書、評価書及びそれらの要約書並びに事後調査報告書のインターネット公開を義務化する。</p> <p>(3) 事後調査手続の義務付けの削除(法対象事業) 法対象事業の事業者に対する事後調査手続の義務付けを削除する。</p> <p>3 施行期日 平成25年10月1日</p>					

尼崎市環境影響評価等に関する条例

改正後	現 行
<p><u>(実施計画書等の作成)</u></p> <p>第9条 事業者は、対象事業を実施しようとするときは、環境影響評価技術指針に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した環境影響評価実施計画書（以下「実施計画書」という。）<u>及びこれを要約した書面（以下「要約実施計画書」という。）</u>（以下これらの書面を「<u>実施計画書等</u>」という。）を作成しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) その他市長が必要と認める事項</p> <p><u>(実施計画書等の提出等)</u></p> <p>第10条 事業者は、前条の規定により<u>実施計画書等</u>を作成したときは、<u>当該実施計画書等</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による<u>実施計画書等</u>の提出があったときは、速やかに、<u>当該実施計画書に基づき対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがあると認める地域（以下「実施計画関係地域」という。）</u>を定め、<u>当該実施計画関係地域その他規則で定める事項</u>を公告し、<u>当該実施計画書等の写し</u>をその公告の日から起算して30日間公衆の縦覧に供するものとする。</p> <p>3 <u>事業者は、前項の縦覧期間中、実施計画書等をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</u></p> <p><u>(実施計画書説明会の開催等)</u></p> <p>第10条の2 <u>事業者は、前条第2項の公告の日から起算して15日以内に、実施計画関係地域の住民に対し、実施計画書の記載事項を周知させるための説明会（以下「実施計画書説明会」という。）を開催しなければならない。</u></p> <p>2 事業者は、前項の規定により<u>実施計画書説</u></p>	<p><u>(実施計画書の作成)</u></p> <p>第9条 事業者は、対象事業を実施しようとするときは、環境影響評価技術指針に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した環境影響評価実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) その他市長が必要<u>がある</u>と認める事項</p> <p><u>(実施計画書の提出等)</u></p> <p>第10条 事業者は、前条の規定により<u>実施計画書</u>を作成したときは、<u>これを市長に提出</u>しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による<u>実施計画書</u>の提出があったときは、速やかに規則で定める事項を公告し、<u>その写し</u>を当該公告の日から起算して30日間公衆の縦覧に供するものとする。</p>

明会を開催しようとするときは、その内容を具体的に記載した計画書を市長に提出するとともに、実施計画関係地域の住民に対し、あらかじめ、当該実施計画書説明会の開催の日時及び場所その他当該開催について必要な事項の周知を図らなければならない。

3 事業者は、その責めに帰することができない理由により実施計画書説明会を開催することができなかったときは、当該実施計画書説明会の開催に代えて、実施計画関係地域の住民に対し、前条第2項の縦覧期間内に要約実施計画書の写しの配布その他の必要な措置を講ずることにより、実施計画書の記載事項の周知を図らなければならない。

4 事業者は、第1項の規定により実施計画書説明会を開催したとき又は前項の措置を講じたときは、速やかに、その状況を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(実施計画意見書の提出等)

第11条 実施計画書について環境の保全の見地からの意見(以下「実施計画意見」という。)を有する者は、第10条第2項の縦覧期間内に、規則で定めるところにより、当該実施計画意見を記載した書面(以下「実施計画意見書」という。)を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の規定による実施計画意見書の提出があったときは、速やかに、その写しを事業者に送付するものとする。

(準備書等の作成)

第15条 事業者は、前条第2項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果に係る次の各号に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)及びこれを要約した書面(以下「要約準備書」という。)(以下これらの書面を「準備書等」という。)を作成しなけ

(実施計画意見書の提出等)

第11条 実施計画書について環境の保全の見地からの意見(以下「実施計画意見」という。)を有する者は、前条第2項の縦覧期間内に、規則で定めるところにより、当該実施計画意見を記載した書面(以下「実施計画意見書」という。)を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の規定による実施計画意見書の提出があったときは、速やかにその写しを事業者に送付するものとする。

(準備書の作成)

第15条 事業者は、前条第2項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果に係る次の各号に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない。

ればならない。

(1)～(8) 略

(9) その他市長が必要と認める事項

(準備書等の提出等)

第16条 事業者は、前条の規定により準備書等を作成したときは、規則で定める期間内に、当該準備書等を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による準備書等の提出があったときは、速やかに、実施計画意見及び第13条第2項の意見並びに第14条第2項の規定により行われた環境影響評価の結果を踏まえて、対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがあると認める地域(以下「関係地域」という。)を定め、当該関係地域その他規則で定める事項を公告し、当該準備書等の写しをその公告の日から起算して45日間公衆の縦覧に供するものとする。

3 第10条第3項の規定は、準備書等について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第16条第2項」と読み替えるものとする。

4 市長は、第1項の規定による準備書等の提出があったときは、速やかに、当該準備書等の写しを、対象事業の実施について法令又は条例の規定による許可、認可、確認その他これらに類する行為(以下「許認可等」という。)を行う者(以下「許認可権者」という。)に送付するものとする。

(準備書説明会の開催等)

第17条 事業者は、前条第2項の公告の日から起算して30日以内に、関係地域の住民に対し、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。

(1)～(8) 略

(9) その他市長が必要があると認める事項

(準備書の提出等)

第16条 事業者は、前条の規定により準備書を作成したときは、規則で定める期間内に、当該準備書及びこれを要約した書面(以下「要約準備書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による準備書及び要約準備書の提出があったときは、速やかに対象事業の実施が予定されている地域及び対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがあると市長が認める地域(以下「関係地域」という。)を定め、当該関係地域その他規則で定める事項を公告し、これらの写しを当該公告の日から起算して45日間公衆の縦覧に供するものとする。

3 市長は、第1項の規定による準備書及び要約準備書の提出があったときは、速やかにこれらの写しを対象事業の実施について法令又は条例の規定による許可、認可、確認その他これらに類する行為(以下「許認可等」という。)を行う者(以下「許認可権者」という。)に送付するものとする。

(説明会の開催等)

第17条 事業者は、前条第2項の公告の日から起算して30日以内に、関係地域の住民に対し、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。

2 第10条の2第2項から第4項までの規定は、準備書説明会について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第17条第1項」と、「実施計画関係地域」とあるのは「関係地域」と、同条第3項中「実施計画関係地域」とあるのは「関係地域」と、「前条第2項」とあるのは「第16条第2項」と、「要約実施計画書」とあるのは「要約準備書」と、「実施計画書」とあるのは「準備書」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第17条第1項」と読み替えるものとする。

(削除)

(削除)

(準備審査書の作成等)

第22条 1 略

2 第13条第2項及び第3項の規定は、準備審査書について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第22条第1項」と読み替えるものとする。

(評価書等の作成)

第23条 事業者は、準備審査意見を勘案して次の各号に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)及びこれを要約した書面(以下「要約評価書」という。)(以下これらの書面を「評価書等」という。)を作

2 事業者は、前項の規定により説明会を開催しようとするときは、その内容を具体的に記載した計画書を市長に提出するとともに、関係地域の住民に対し、あらかじめ説明会の開催の日時及び場所その他説明会の開催について必要な事項の周知を図らなければならない。

3 事業者は、その責めに帰すことができない理由により第1項の説明会を開催することができなかつたときは、当該説明会の開催に代えて、関係地域の住民に対し、前条第2項の縦覧期間内に要約準備書の配布その他必要な措置を講ずることにより、準備書の記載事項の周知を図らなければならない。

4 事業者は、第1項の規定により説明会を開催したとき又は前項の措置を講じたときは、速やかにその状況を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(準備審査書の作成等)

第22条 1 略

2 第13条第2項及び第3項の規定は、準備審査書について準用する。

(評価書の作成)

第23条 事業者は、準備審査意見を勘案して次の各号に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成しなければならない。

<p>成しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) その他市長が必要と認める事項</p> <p><u>(評価書等の提出等)</u></p> <p>第24条 事業者は、前条の規定により評価書等を作成したときは、当該評価書等を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による評価書等の提出があったときは、速やかに、<u>規則</u>で定める事項を公告し、<u>当該評価書等の写しをその公告の日から起算して30日間公衆の縦覧に供するものとする。</u></p> <p>3 <u>第10条第3項の規定は、評価書等について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第24条第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 市長は、第1項の規定による評価書等の提出があったときは、速やかに、<u>当該評価書等の写しを許認可権者に送付するとともに、許認可等に関し当該評価書の内容について十分配慮するよう要請するものとする。</u></p> <p><u>(事後調査計画書の作成等)</u></p> <p>第29条 事業者は、評価書に記載された環境影響評価の項目について、次条の規定による事後調査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面(以下「事後調査計画書」という。)を作成しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 略</p> <p><u>(事後調査報告書の作成等)</u></p>	<p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) その他市長が必要<u>がある</u>と認める事項</p> <p><u>(評価書の提出等)</u></p> <p>第24条 事業者は、前条の規定により評価書を作成したときは、当該評価書及びこれを要約した書面(以下「<u>要約評価書</u>」という。)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による評価書及び要約評価書の提出があったときは、速やかに<u>規則</u>で定める事項を公告し、<u>これらの写しを当該公告の日から起算して30日間公衆の縦覧に供するものとする。</u></p> <p>3 市長は、第1項の規定による評価書及び要約評価書の提出があったときは、速やかに<u>これらの写しを許認可権者に送付するとともに、許認可等に関し当該評価書の内容について十分配慮するよう要請するものとする。</u></p> <p><u>(事後調査計画書の作成等)</u></p> <p>第29条 事業者は、評価書又は環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「<u>法</u>」という。)第21条第2項の規定により作成された評価書に記載された環境影響評価の項目について、次条の規定による事後調査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面(以下「事後調査計画書」という。)を作成しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) その他市長が必要<u>がある</u>と認める事項</p> <p>2 略</p> <p><u>(事後調査報告書の作成等)</u></p>
---	--

第31条 事業者は、事後調査を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「事後調査報告書」という。）を作成しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) その他市長が必要と認める事項

2 事業者は、前項の規定により事後調査報告書を作成したときは、速やかに、これを市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による事後調査報告書の提出があったときは、速やかに、規則で定める事項を公告し、当該事後調査報告書の写しをその公告の日から起算して30日間公衆の縦覧に供するものとする。

4 第10条第3項の規定は、事後調査報告書について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第31条第3項」と読み替えるものとする。

（法又は県条例の規定に基づく市長の意見の申述）

第39条 第13条、第19条、第20条及び第22条の規定は、市長が環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第10条第2項（法第20条第2項において準用する場合を含む。）の規定により意見を申述する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

2 略

（適用除外）

第44条 1 略

（削除）

2 第3章から第7章まで及び前条の規定は、法第2条第4項に規定する対象事業及び県条

第31条 事業者は、事後調査を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「事後調査報告書」という。）を作成しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) その他市長が必要があると認める事項

2 事業者は、前項の規定により事後調査報告書を作成したときは、速やかにこれを市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による事後調査報告書の提出があったときは、速やかに規則で定める事項を公告し、その写しを当該公告の日から起算して30日間公衆の縦覧に供するものとする。

（法又は県条例の規定に基づく市長の意見の申述）

第39条 第13条、第19条、第20条及び第22条の規定は、市長が法第10条第2項（法第20条第2項において準用する場合を含む。）の規定により意見を申述する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

2 略

（適用除外）

第44条 1 略

2 第3章（環境影響評価に係る部分に限る。）第4章、第5章第1節、第33条、第35条及び前条の規定は、法第2条第4項に規定する対象事業については、適用しない。

3 第3章から第7章まで及び前条の規定は、県条例第2条第2号に規定する対象事業につ

<p>例第2条第2号に規定する対象事業については、適用しない。</p>	<p>いては、適用しない。</p>
-------------------------------------	-------------------

<平成25年2月定例会>

種別	条例	番号	議案第64号	所管	建築指導課																																								
件名	尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について																																												
内 容																																													
<p>1 改正理由</p> <p>都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の規定により、二酸化炭素の排出抑制に資する低炭素建築物の普及の促進のための措置として、低炭素建築物新築等計画の認定制度が創設されたことに伴い、当該認定申請に対する審査に係る手数料を徴収するため、規定の整備を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>低炭素建築物新築等計画が、国が定める認定基準に適合するかどうかの審査等に係る手数料を定める。なお、認定基準のうち技術的基準について、外部機関による審査が可能であり、外部機関から適合証の交付を受けたものについては、その審査分を減額した手数料を定める。</p> <p>(1) 適合証が添付されている場合の認定申請(区分ごとの床面積の合計に応じて、1件につき)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">ア</td> <td style="width: 40%;">住戸部分</td> <td style="width: 30%;">7,300円</td> <td style="width: 20%;">~</td> <td style="width: 10%;">252,000円</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>共用部分</td> <td>13,000円</td> <td>~</td> <td>285,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>工場等部分</td> <td>13,000円</td> <td>~</td> <td>285,000円</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>上記以外の部分</td> <td>13,000円</td> <td>~</td> <td>285,000円</td> </tr> </table> <p>(2) 適合証が添付されていない場合の認定申請(区分ごとの床面積の合計に応じて、1件につき)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">ア</td> <td style="width: 40%;">住戸部分</td> <td style="width: 15%;">40,000円</td> <td style="width: 10%;">~</td> <td style="width: 25%;">716,000円</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>共用部分</td> <td>124,000円</td> <td>~</td> <td>621,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>工場等部分</td> <td>124,000円</td> <td>~</td> <td>621,000円</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>上記以外の部分</td> <td>272,000円</td> <td>~</td> <td>1,069,000円</td> </tr> </table> <p>3 施行期日</p> <p>平成25年4月1日</p>						ア	住戸部分	7,300円	~	252,000円	イ	共用部分	13,000円	~	285,000円	ウ	工場等部分	13,000円	~	285,000円	エ	上記以外の部分	13,000円	~	285,000円	ア	住戸部分	40,000円	~	716,000円	イ	共用部分	124,000円	~	621,000円	ウ	工場等部分	124,000円	~	621,000円	エ	上記以外の部分	272,000円	~	1,069,000円
ア	住戸部分	7,300円	~	252,000円																																									
イ	共用部分	13,000円	~	285,000円																																									
ウ	工場等部分	13,000円	~	285,000円																																									
エ	上記以外の部分	13,000円	~	285,000円																																									
ア	住戸部分	40,000円	~	716,000円																																									
イ	共用部分	124,000円	~	621,000円																																									
ウ	工場等部分	124,000円	~	621,000円																																									
エ	上記以外の部分	272,000円	~	1,069,000円																																									

尼崎市建築物等関係事務手数料条例

改正後	現 行
<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(57) 略</p> <p>(59) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(以下「計画」という。)の認定の申請に対する審査</p> <p>ア 申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)が、計画が長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを確認した旨を証する書面(以下この号及び第61号において「適合証」という。)が添付されている場合 当該申請のあった住宅の存する建築物(当該建築物が共同住宅である場合において既に認定を受けた住宅以外の住宅について新たに認定の申請(以下「後続申請」という。)があったときは、当該後続申請のあった住宅。以下この号において同じ。)について次に掲げる床面積の合計(同時に複数の後続申請があった場合は、これらの後続申請のあった住宅の床面積の合計。以下この号において同じ。)の区分に応じそれぞれ(ア)から(ケ)までに定める額を、申請に係る住宅の戸数(同時に複数の認定の申請又は後続申請があった場合は、当該認定の申請又は後続申請に係る住宅の戸数の合計。以下「認定申請戸数」という。)</p>	<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(57) 略</p> <p>(59) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(以下「計画」という。)の認定の申請に対する審査</p> <p>ア 申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、計画が長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを確認した旨を証する書面(以下「適合証」という。)が添付されている場合 当該申請のあった住宅の存する建築物(当該建築物が共同住宅である場合において既に認定を受けた住宅以外の住宅について新たに認定の申請(以下「後続申請」という。)があったときは、当該後続申請のあった住宅。以下この号において同じ。)について次に掲げる床面積の合計(同時に複数の後続申請があった場合は、これらの後続申請のあった住宅の床面積の合計。以下この号において同じ。)の区分に応じそれぞれ(ア)から(ケ)までに定める額を、申請に係る住宅の戸数(同時に複数の認定の申請又は後続申請があった場合は、当該認定の申請又は後続申請に係る住宅の戸数の合計。以下「認定申請戸数」という。)で除して得た額(その額が、10,000円未満である場合においてその額</p>

で除して得た額（その額が、10,000円未満である場合においてその額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを切り上げ、10,000円以上である場合においてその額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを切り上げる。以下この号から第63号までにおいて同じ。）

(ア)~(ケ) 略

イ 略

(60)~(66) 略

(67) 都市の低炭素化の促進に関する法律

(平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下「新築等計画」という。）の認定の申請（申請書に、登録住宅性能評価機関（イからエまでのいずれかに該当する場合にあっては、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）であるものに限る。）又はエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（業として建築物を設計し、若しくは販売し、若しくは建築物の販売を代理し、若しくは媒介し、又は建築物を新築する建設工事を請け負う者に支配されていない者に限る。以下「登録建築物調査機関」という。）が、新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準（以下「低炭素建築物基準」という。）に適合することを確認した旨を証する書面が添付されているものに限る。）に対する審査 次に

に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを切り上げ、10,000円以上である場合においてその額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを切り上げる。以下この号から第63号までにおいて同じ。）

(ア)~(ケ) 略

イ 略

(60)~(66) 略

掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額（アからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額）

ア 当該申請のあった新築等計画が一戸建ての住宅に係るものである場合又は当該新築等計画の対象に一户建ての住宅以外の建築物の住戸の部分（以下この号から第70号までにおいて「住戸部分」という。）が含まれる場合 当該一户建ての住宅又は住戸部分（以下この号から第70号までにおいて「住戸部分等」という。）の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額

(ア) 150平方メートル以内のもの
1件 7,300円

(イ) 150平方メートルを超え400平方メートル以内のもの 1件
13,000円

(ウ) 400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの 1件
23,000円

(エ) 800平方メートルを超え2,100平方メートル以内のもの 1件
50,000円

(オ) 2,100平方メートルを超え4,100平方メートル以内のもの
1件 70,000円

(カ) 4,100平方メートルを超え8,300平方メートル以内のもの
1件 109,000円

(キ) 8,300平方メートルを超え16,500平方メートル以内のもの
1件 174,000円

(ク) 16,500平方メートルを超え24,750平方メートル以内のもの

の 1件 211,000円

(ケ) 24,750平方メートルを超えるもの 1件 252,000円

イ 当該申請のあった新築等計画の対象に共用部分（一戸建ての住宅以外の住宅における廊下、階段その他共用に供される部分をいう。以下この号から第70号までにおいて同じ。）が含まれる場合 当該共用部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル以内のもの 1件 13,000円

(イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件 37,000円

(ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 109,000円

(エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 162,000円

(オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 1件 211,000円

(カ) 25,000平方メートルを超えるもの 1件 285,000円

ウ 当該申請のあった新築等計画の対象に工場等部分（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用状況についてこれらに類するものとして市長が別に定めるものの用途に供される部分をいう。以下この号から第70号までにおいて同じ。）が含まれる場合 当該工場等部分の全体について、イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積

の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)から(カ)までに定める額

エ 当該申請のあった新築等計画の対象に非住宅部分（住戸部分、共用部分及び工場等部分以外の部分をいう。以下この号から第70号までにおいて同じ。）が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)から(カ)までに定める額

(68) 新築等計画の認定の申請（前号に該当するものを除く。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額（アからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額）

ア 当該申請のあった新築等計画が一戸建ての住宅に係るものである場合又は当該新築等計画の対象に住戸部分が含まれる場合 当該住戸部分等の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 150平方メートル以内のもの
1件 40,000円

(イ) 150平方メートルを超え400平方メートル以内のもの 1件
80,000円

(ウ) 400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの 1件
113,000円

(エ) 800平方メートルを超え2,100平方メートル以内のもの 1件
172,000円

(オ) 2,100平方メートルを超え4,100平方メートル以内のもの
1件 239,000円

(カ) 4,100平方メートルを超え

<p> <u>8,300平方メートル以内のもの</u> <u>1件 334,000円</u> (キ) <u>8,300平方メートルを超え1</u> <u>6,500平方メートル以内のもの</u> <u>1件 457,000円</u> (ク) <u>16,500平方メートルを超え</u> <u>24,750平方メートル以内のもの</u> <u>1件 590,000円</u> (ケ) <u>24,750平方メートルを超え</u> <u>るもの 1件 716,000円</u> イ <u>当該申請のあった新築等計画の対象</u> <u>に共用部分が含まれる場合 当該共用</u> <u>部分の全体について、次に掲げる床面</u> <u>積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)</u> <u>から(カ)までに定める額</u> (ア) <u>300平方メートル以内のもの</u> <u>1件 124,000円</u> (イ) <u>300平方メートルを超え2,0</u> <u>00平方メートル以内のもの 1</u> <u>件 208,000円</u> (ウ) <u>2,000平方メートルを超え</u> <u>5,000平方メートル以内のもの</u> <u>1件 333,000円</u> (エ) <u>5,000平方メートルを超え1</u> <u>0,000平方メートル以内のもの</u> <u>1件 422,000円</u> (オ) <u>10,000平方メートルを超え</u> <u>25,000平方メートル以内のもの</u> <u>1件 513,000円</u> (カ) <u>25,000平方メートルを超え</u> <u>るもの 1件 621,000円</u> ウ <u>当該申請のあった新築等計画の対象</u> <u>に工場等部分が含まれる場合 当該工</u> <u>場等部分の全体について、イ(ア)から</u> <u>(カ)までに掲げる床面積の合計の区分</u> <u>に応じ、それぞれイ(ア)から(カ)までに</u> <u>定める額</u> エ <u>当該申請のあった新築等計画の対象</u> </p>	
---	--

に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル以内のもの
1件 272,000円

(イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
1件 436,000円

(ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
1件 631,000円

(エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
1件 769,000円

(オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの
1件 915,000円

(カ) 25,000平方メートルを超えるもの
1件 1,069,000円

(69) 低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく新築等計画の変更(以下この号から第71号までにおいて「計画変更」という。)の認定の申請(申請書に、登録住宅性能評価機関(イからエまでのいずれかに該当する場合にあっては、指定確認検査機関であるものに限る。)又は登録建築物調査機関が、変更後の新築等計画が低炭素建築物基準に適合することを確認した旨を証する書面が添付されているものに限る。)に対する審査
次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(アからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)

ア 当該申請のあった計画変更が一戸建ての住宅に係るものである場合又

は当該計画変更の対象に住戸部分が含まれる場合 当該住戸部分等の計画変更に係る部分の全体について、第67号ア(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)から(ケ)までに定める額

イ 当該申請のあった計画変更の対象に共用部分が含まれる場合 当該共用部分の計画変更に係る部分の全体について、第67号イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(カ)までに定める額

ウ 当該申請のあった計画変更の対象に工場等部分が含まれる場合 当該工場等部分の計画変更に係る部分の全体について、第67号イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(カ)までに定める額

エ 当該申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第67号イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(カ)までに定める額

(70) 計画変更の認定の申請(前号に該当するものを除く。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(アからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)

ア 当該申請のあった計画変更が一戸建ての住宅に係るものである場合又は当該計画変更の対象に住戸部分が含まれる場合 当該住戸部分等の計画変更に係る部分の全体について、第68号ア

(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)から(ケ)までに定める額

イ 当該申請のあった計画変更の対象に共用部分が含まれる場合 当該共用部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(カ)までに定める額

ウ 当該申請のあった計画変更の対象に工場等部分が含まれる場合 当該工場等部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(カ)までに定める額

エ 当該申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号エ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から(カ)までに定める額

(71) 低炭素化促進法第54条第2項(低炭素化促進法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合における審査 第67号から前号までに定める額に、第1号に定める額に相当する額(当該申出と併せて行う第67号から前号までの認定の申請に係る新築等計画又は計画変更、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては第1号の2に定める額に相当する額に100分の105を乗じて得た額を、建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作

<p>物に係る部分が含まれる場合にあっては <u>第3号に定める額に相当する額を、第1 号に定める額に相当する額に加えて得た 額)を加えて得た額</u></p> <p>2～4 略 付 則</p> <p>略 付 則</p> <p><u>この条例は、平成25年4月1日から施行 する。</u></p>	<p>2～4 略 付 則</p> <p>略</p>
--	--------------------------------

<平成25年2月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第65号	所 管	公園課
件 名	尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由 市の公共施設は市民の利用に供することを目的として設置されており、施設の取得経費等についても、市民の税負担により賄われているところである。 こうしたことから、市民利用の優遇を図るとともに、受益と負担の公平性の観点から、市外利用者に対して、割増使用料の設定を行うとともに、併せて所要の文言整理を行うほか、尼崎市暴力団排除条例の制定に伴い、同条例と重複する内容があるため、当該条例の一部を改正する。					
2 主な改正内容 (1) 有料公園施設の使用に係る使用料改正（別表第2） 他都市における市外利用者に対する割増料金の状況などを踏まえる中で、市外利用者に対する使用料については、通常使用料の1.5倍とする。 (2) 尼崎市暴力団排除条例制定に係る改正（第3条ほか） 尼崎市暴力団排除条例の制定に伴い、当該条例に重複する内容があるため、該当条文の削除等を行う。					
3 施行期日 平成25年7月1日					

(行為の制限)

第3条 1～3 略

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同項又は前項の許可をすることができる。

(1)・(2) 略

(3) 公園の施設又は設備、工作物その他の物件(以下「付属設備」という。)を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。

(削除)

5 略

(行為の禁止)

第5条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号、第2号及び第5号から第8号までに掲げる行為に限り、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(1) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(2) 土地の形質を変更すること。

(3) 公園の施設若しくは付属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為

(削除)

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(有料公園施設の利用の許可等)

第7条 1 略

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。

(1) 略

(2) 公園の施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。

(削除)

現 行

(行為の制限)

第3条 1～3 略

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同項又は前項の許可をすることができる。

(1)・(2) 略

(3) 施設又は付属設備を損傷するおそれがあるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になるとき。

5 略

(行為の禁止)

第5条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号、第3号及び第6号から第9号までに掲げる行為に限り、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(1) 公園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土地の形質を変更すること。

(4) 施設、工作物その他の物件を損壊すること。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(有料公園施設の利用の許可等)

第7条 1 略

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないものとする。

(1) 略

(2) 施設又は付属設備を損傷するおそれがあるとき。

(3) 暴力団の利益になるとき。

(3) 略

3 略

(削除)

(使用料)

第10条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は第7条第1項の許可を受けた者(付属設備(別表第2(5)ウ及びエに掲げる付属設備に限る。第26条第1号において同じ。))を利用する者を含む。)は、同表に定める使用料を納付しなければならない。

(監督処分)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、公園の原状への回復、公園からの退去その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- (2) この条例の規定による許可の条件に違反した者
- (3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反した者

2 略

3 本市は、第1項又は前項の規定による処分を受けた者が、当該処分によって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(届出)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1)~(3) 略

(4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、当該措置に係る工事を完了したとき。

(5) 第15条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、当該措置に係る工事を完了したとき。

(6) 略

(指定管理者が行う業務の範囲)

(4) 略

3 略

第7条の2 市長は、第3条第1項の許可の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該許可に係る公園の利用が暴力団の利益になるかどうかについて、兵庫県警察本部長の意見を聴くことができる。

2 前項の規定は、前条第1項の許可をする場合について準用する。この場合において、前項中「公園」とあるのは、「有料公園施設」と読み替えるものとする。

(使用料)

第10条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は第7条第1項の許可を受けた者(付属設備(別表第2(5)ウ及びエに掲げる付属設備をいう。第26条第1号において同じ。))を利用する者を含む。)は、同表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(監督処分)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、公園の原状への回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 略

(届出)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1)~(3) 略

(4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が命ぜられた工事を完了したとき。

(5) 第15条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(6) 略

(指定管理者が行う業務の範囲)

第26条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 特定公園においてする行為（第3条第1項各号並びに第5条第5号及び第7号に掲げる行為に限る。）及び特定公園の利用（有料公園施設の利用（付属設備の利用を含む。）に限る。次号及び第28条第2項において同じ。）の許可、その取消しその他特定公園の利用に関すること。

(2)～(4) 略

(削除)

第28条 略

別表第2

(1)～(4) 略

(5) 有料公園施設等を利用する場合

ア 有料公園施設（分区園を除く。）の使用料

(ア) 営利、営業を目的とせず、かつ、入場料を徴収しない場合

公園名	施設の使用区分		使用料			
			専用使用料		個人使用料	
			単 位	金 額		
記念公園	総合体育館	メイン・アリーナ	全面使用	午前	12,300円	
				午前1時間	4,100円	
				午後	20,800円	
				午後1時間	5,200円	
				夜間	20,100円	
				夜間1時間	6,700円	
				終日	61,000円	
			2分の1面使用	午前	6,150円	
				午前1時間	2,050円	
				午後	10,400円	
				午後1時間	2,600円	
				夜間	10,050円	
				夜間1時間	3,350円	
3分の1面	午前	4,200円				

第26条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 特定公園においてする行為（第3条第1項各号並びに第5条第6号及び第8号に掲げる行為に限る。）及び特定公園の利用（有料公園施設の利用（付属設備の利用を含む。）に限る。次号及び第28条第2項において同じ。）の許可、その取消しその他特定公園の利用に関すること。

(2)～(4) 略

第28条 指定管理者が第3条第1項の許可（特定公園においてする行為の許可に限る。）の申請を受けた場合における第7条の2第1項の規定の適用については、同項中「ときは」とあるのは「ときは、市長に対し」と、「聴く」とあるのは「聴くことを求める」とする。

2 前項の規定は、第7条第1項の許可（特定公園の利用の許可に限る。）について準用する。この場合において、前項中「第7条の2第1項」とあるのは、「第7条の2第2項において読み替えて準用する同条第1項」と読み替えるものとする。

第29条 略

別表第2

(1)～(4) 略

(5) 有料公園施設等を利用する場合

ア 有料公園施設（分区園を除く。）の使用料

(ア) 営利、営業を目的とせず、かつ、入場料を徴収しない場合

公園名	施設の使用区分		使用料			
			専用使用料		個人使用料	
			単 位	金 額		
記念公園	総合体育館	メイン・アリーナ	全面使用	午前	12,300円	
				午前1時間	4,100円	
				午後	20,800円	
				午後1時間	5,200円	
				夜間	20,100円	
				夜間1時間	6,700円	
				終日	61,000円	
			2分の1面使用	午前	6,150円	
				午前1時間	2,050円	
				午後	10,400円	
				午後1時間	2,600円	
				夜間	10,050円	
				夜間1時間	3,350円	
3分の1面	午前	4,200円				

		使用	午前1時間	1,400円			
			午後	7,000円			
			午後1時間	1,750円			
			夜間	6,750円			
			夜間1時間	2,250円			
		サブ・アリーナ	全面使用	午前		5,700円	
				午前1時間		1,900円	
				午後		9,200円	
				午後1時間		2,300円	
				夜間		8,100円	
				夜間1時間		2,700円	
				終日		26,100円	
			2分の1面使用	午前		2,850円	
				午前1時間		950円	
				午後		4,600円	
				午後1時間		1,150円	
				夜間		4,050円	
				夜間1時間		1,350円	
		格技室	全面使用	1時間		1,500円	1時間につき 一般、学生 110円 生徒、児童 50円
			2分の1面使用	1時間		750円	
EXスタジオ		1時間	1,750円				
弓道場		1時間	650円	1時間につき 一般、学生 110円 生徒、児童 40円			
トレーニング室（体力測定室を含む。）				1回に1月につき つきき 一般、400円 4,000円 学生 高等100円 1,000円 学校 （これに 準ずる 学校及 び中等 教			

		使用	午前1時間	1,400円			
			午後	7,000円			
			午後1時間	1,750円			
			夜間	6,750円			
			夜間1時間	2,250円			
		サブ・アリーナ	全面使用	午前		5,700円	
				午前1時間		1,900円	
				午後		9,200円	
				午後1時間		2,300円	
				夜間		8,100円	
				夜間1時間		2,700円	
				終日		26,100円	
			2分の1面使用	午前		2,850円	
				午前1時間		950円	
				午後		4,600円	
				午後1時間		1,150円	
				夜間		4,050円	
				夜間1時間		1,350円	
		格技室	全面使用	1時間		1,500円	1時間につき 一般、学生 110円 生徒、児童 50円
			2分の1面使用	1時間		750円	
EXスタジオ		1時間	1,750円				
弓道場		1時間	650円	1時間につき 一般、学生 110円 生徒、児童 40円			
トレーニング室（体力測定室を含む。）				1回に1月につき つきき 一般、400円 4,000円 学生 高等100円 1,000円 学校 (これに準ずる学校及び中等			

					育 学 校 の 後 期 課 程 を 含 む。) の 生 徒 中 学 60円 600円 校 (こ れ に 準 ず る 学 校 及 び 中 等 教 育 学 校 の 前 期 課 程 を 含 む。) の 生 徒、 児 童	
		スポーツサウナ			1回につき 350円	
		研修室	全面使用	午前	4,000円	
				午後	5,400円	
				夜間	6,000円	
			4分の3面 使用	午前	3,000円	
				午後	4,050円	
				夜間	4,500円	
			2分の1面 使用	午前	2,000円	
				午後	2,700円	
				夜間	3,000円	
			4分の1面 使用	午前	1,000円	
				午後	1,350円	
				夜間	1,500円	

					育 学 校 の 後 期 課 程 を 含 む。) の 生 徒 中 学 60円 600円 校 (こ れ に 準 ず る 学 校 及 び 中 等 教 育 校 の 期 前 課 を 含 む。) の 生 徒、 児 童	
		スポーツサウナ			1回につき 350円	
		研修室	全面使用	午前	4,000円	
				午後	5,400円	
				夜間	6,000円	
			4分の3面 使用	午前	3,000円	
				午後	4,050円	
				夜間	4,500円	
			2分の1面 使用	午前	2,000円	
				午後	2,700円	
				夜間	3,000円	
			4分の1面 使用	午前	1,000円	
				午後	1,350円	
				夜間	1,500円	

		第1会議室		午前	700円	
				午後	900円	
				夜間	1,000円	
		第2会議室		午前	1,000円	
				午後	1,350円	
				夜間	1,550円	
	陸上競技場		1時間	5,400円	1時間につき 一般 100円 学生、生徒、児童 50円	
	補助陸上競技場(運動広場)	陸上競技のための使用		1時間	1,200円	1時間につき 一般 100円 学生、生徒、児童 50円
		その他の使用	全面使用	1時間	2,500円	
			2分の1面使用	1時間	1,250円	
野球場		1時間	3,600円			
テニスコート		1面1時間	900円			
橘公園	軟式野球場		1時間	2,800円		
小田南公園	軟式野球場		1時間	2,800円		
西向島公園	軟式野球場		1時間	1,200円		
猪名川公園	軟式野球場		1時間	1,200円		
	テニスコート		1面1時間	400円		
<p>摘要</p> <p>1～2 略</p> <p>3 メイン・アリーナ及びサブ・アリーナを午前9時以前に<u>利用する</u>場合の1時間当たりの使用料の額は午前1時間の使用料の額と同額とし、午後0時から午後1時まで<u>利用する</u>場合の使用料の額は午後1時間の使用料の額と同額とし、午後5時から午後6時まで及び午後9時以後に<u>利用する</u>場合の1時間当たりの使用料の額は夜間1時間の使用料の額と同額とする。</p>						

		第1会議室		午前	700円	
				午後	900円	
				夜間	1,000円	
		第2会議室		午前	1,000円	
				午後	1,350円	
				夜間	1,550円	
	陸上競技場		1時間	5,400円	1時間につき 一般 100円 学生、生徒、児童 50円	
	補助陸上競技場(運動広場)	陸上競技のための使用		1時間	1,200円	1時間につき 一般 100円 学生、生徒、児童 50円
		その他の使用	全面使用	1時間	2,500円	
			2分の1面使用	1時間	1,250円	
野球場		1時間	3,600円			
テニスコート		1面1時間	900円			
橘公園	軟式野球場		1時間	2,800円		
小田南公園	軟式野球場		1時間	2,800円		
西向島公園	軟式野球場		1時間	1,200円		
猪名川公園	軟式野球場		1時間	1,200円		
	テニスコート		1面1時間	400円		
摘要						
1～2 略						
3 メイン・アリーナ及びサブ・アリーナを午前9時以前に使用する <u>場合</u> の1時間当たりの使用料の額は午前1時間の使用料の額と同額とし、午後0時から午後1時まで使用する <u>場合</u> の使用料の額は午後1時間の使用料の額と同額とし、午後5時から午後6時まで及び午後9時以後に使用する <u>場合</u> の1時間当たりの使用料の額は夜間1時間の使用料の額と同額とする。						

4 メイン・アリーナ及びサブ・アリーナを準備又は後片付けのために利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表の右欄に掲げる1時間当たりの額のうちその利用の時間帯に係るものの2分の1に相当する額とする。

5 本市内に住所を有しない者(本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。)(法人にあっては本市内に事務所又は事業所を有しない者、その他の団体にあっては市長が別に定めるもの)がこの表に掲げる有料公園施設(市民プールを除く。)を利用する場合の使用料の額は、第7条第1項の許可を受けた利用時間等及びこれに係る同表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。

(イ) 営利又は営業を目的とはしないが、入場料を徴収する場合 (ア)の表に定める専用使用料の額の3倍に相当する額に入場料の額(その額が2以上あるときは、そのうちの最高額とする。以下同じ。)の100人分に相当する額を加算した額

(ウ) 営利又は営業を目的とする場合 (ア)の表に定める専用使用料の額の5倍に相当する額に入場料の額の150人分に相当する額を加算した額

イ～エ 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の有料公園施設(市民プール及び分区園を除く。以下同じ。)の利用に係る使用料を納付している者で、その納付の際本市内に住所を有していない者(本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有している者を除く。)(法人にあっては本市内に事務所又は事業所を有していないもの、その他の団体にあっては市長が別に定めるもの)は、この条例による改正後の尼崎市都市公園条例の規定に基づく有料公園施設の利用に係る使用料を納付したものとみなす。

4 メイン・アリーナ及びサブ・アリーナを準備又は後片付けのために使用する場合の1時間当たりの使用料の額は、当該使用時間帯に係る1時間の使用料の額の2分の1の額とする。

(イ) 営利、営業を目的とはしないが、入場料を徴収する場合 (ア)に掲げる表に規定する専用使用料金額の3倍に相当する額に入場料の額(その額が2以上あるときは、そのうちの最高額とする。以下同じ。)の100人分に相当する額を加算した額

(ウ) 営利、営業を目的とする場合 (ア)に掲げる表に規定する専用使用料金額の5倍に相当する額に入場料の額の150人分に相当する額を加算した額

イ~エ 略

<平成25年2月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第66号	所 管	公園課
件 名	尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>市の公共施設は市民の利用に供することを目的として設置されており、施設の取得経費等についても、市民の税負担により賄われているところである。</p> <p>こうしたことから、市民利用の優遇を図るとともに、受益と負担の公平性の観点から、市外利用者に対して、割増使用料の設定を行うとともに、併せて所要の文言整理を行うほか、尼崎市暴力団排除条例の制定に伴い、同条例と重複する内容があるため、当該条例の一部を改正する。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 有料公園施設の使用に係る使用料改正（別表第1）</p> <p>他都市における市外利用者に対する割増料金の状況などを踏まえる中で、市外利用者に対する使用料については、通常使用料の1.5倍とする。</p> <p>(2) 尼崎市暴力団排除条例制定に係る改正（第4条ほか）</p> <p>尼崎市暴力団排除条例の制定に伴い、当該条例に重複する内容があるため、該当条文の削除等を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成25年7月1日</p>					

(有料施設等の利用等)

第4条 1 略

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。

(1) 略

(2) 公園の施設又は設備、工作物その他の物件(以下「付属設備」という。)を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。

(削除)

(3) 略

3・4 略

(行為の制限)

第6条 1 略

2 市長は、前項各号に掲げる行為が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同項の許可をすることができる。

(1)・(2) 略

(3) 公園の施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。

(削除)

3 略

(許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、公園の原状への回復、公園からの退去その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(1) この条例の規定による許可を受けた者が偽りその他不正の手段により当該許可を受けたとき。

(2) この条例の規定による許可を受けた者が当該許可の条件に違反したとき。

(3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。

(4) 略

2 本市は、前項の規定による処分を受けた者が、当該処分によって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(削除)

現 行

(有料施設等の利用等)

第 4 条 1 略

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないものとする。

(1) 略

(2) 施設又は付属設備を損傷するおそれがあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になるとき。

(4) 略

3・4 略

(行為の制限)

第 6 条 1 略

2 市長は、前項各号に掲げる行為が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同項の許可をすることができる。

(1)・(2) 略

(3) 施設又は付属設備を損傷するおそれがあるとき。

(4) 暴力団の利益になるとき。

3 略

(許可の取消し等)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、公園の原状への回復若しくは公園からの退去その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) この条例の規定による許可の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。

(4) 略

第 7 条の 2 市長は、第 4 条第 1 項の許可の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該許可に係る軟式野球場の利用が暴力団の利益になるかどうかについて、兵庫県警察

(行為の禁止)

第11条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号に掲げる行為に限り、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 利用の承認を受けていない付属設備を利用すること。
- (2) 立入禁止区域内に立ち入ること。
- (3) 公園の施設若しくは付属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為
- (4) 火気類を使用し、騒音を発し、又は廃棄物その他のものを捨て、若しくは放置すること。
- (5) 発火性又は引火性の物品その他危険物、悪臭が発生する物品等を持ち込むこと。
- (6) 前2号に掲げるもののほか、他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) その他公園の管理に支障を及ぼすおそれがある行為

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 魚釣施設、駐車場又は管理棟においてする行為(第6条第1項各号に掲げる行為に限る。第3号及び第4号並びに第19条第1項及び第4項において同じ。)の許可、その取消しその他魚釣施設等の利用に関すること。
- (2)~(6) 略

(削除)

第21条 略

本部長の意見を聴くことができる。

2 前項の規定は、第6条第1項の許可をする場合について準用する。この場合において、前項中「軟式野球場の利用」とあるのは、「公園の使用」と読み替えるものとする。

(行為の禁止)

第11条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第4号に掲げる行為に限り、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 施設、工作物その他の物件を損壊すること。
- (3) 他の利用者に危害を加え、又は迷惑を及ぼすこと。

- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) その他市長が公園の管理上支障があると認める行為

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 魚釣施設、駐車場又は管理棟においてする行為(第6条第1項各号に掲げる行為に限る。第3号及び第4号並びに第19条第1項及び第4項において同じ。)の許可、その取消しその他魚釣施設等の利用(付属設備のうち、規則で定めるものの利用を含む。)に関すること。
- (2)~(6) 略

第21条 指定管理者が第4条第1項の許可の申請を受けた場合における第7条の2第1項の規定の適用については、同項中「ときは」とあるのは「ときは、市長に対し」と、「聴く」とあるのは「聴くことを求める」とする。

2 前項の規定は、第6条第1項の許可について準用する。この場合において、前項中「第7条の2第1項」とあるのは、「第7条の2第2項において読み替えて準用する同条第1項」と読み替えるものとする。

第22条 略

別表第 1

有料施設等の名称		利用区分		単 位		金 額
魚釣施設	展望台 連絡橋 釣台	釣り以外に利用する場合		1人1回	大人	200円
					小人	100円
		釣りをを行うために 利用する場合	基本使用料	1人1回4時間以内	大人	800円
			超過使用料	1人4時間を超える1 時間ごとに	大人	200円
軟式野球場				1時間		2,500円
付属設備のうち、規則 で定めるもの				1件1回		500円

摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人にあっては本市内に事務所又は事業所を有しないもの、その他の団体にあっては市長が別に定めるもの）が軟式野球場を利用する場合の使用料の額は、第4条第1項の許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の金額の欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の軟式野球場の利用に係る使用料を納付している者で、その納付の際本市内に住所を有していないもの（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有している者を除く。）（法人にあっては本市内に事務所又は事業所を有していないもの、その他の団体にあっては市長が別に定めるもの）は、この条例による改正後の尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例の規定に基づく軟式野球場の利用に係る使用料を納付したものとみなす。

別表第 1

有料施設等の名称		利用区分		単 位		金 額
魚釣施設	展望台 連絡橋 釣台	釣り以外に利用する場合		1人1回	大人	200円
					小人	100円
		釣りをを行うために 利用する場合	基本使用料	1人1回4時間以内	大人	800円
					小人	400円
			超過使用料	1人4時間を超える1 時間ごとに	大人	200円
					小人	100円
軟式野球場				1時間	2,500円	
付属設備のうち、規則 で定めるもの				1件1回	500円	

<平成25年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第67号	所 管	行政管理課
件 名	包括外部監査契約の締結について				
内 容					
1	<p>契約の目的 平成25年4月1日から、包括外部監査契約に基づく監査の実施及び監査結果に関する報告を受けること</p>				
2	<p>包括外部監査人として契約を締結する者 加古川市加古川町溝之口151番地の1エンブレイス加古川603号 公認会計士 北本 敏</p>				
3	<p>契約の期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで</p>				
4	<p>契約の金額 14,385千円を上限とする額</p>				
5	<p>契約の方法 随意契約</p>				
6	<p>主な選定理由</p> <p>(1) 平成24年度の包括外部監査において、契約に基づき忠実に業務を遂行するとともに、公認会計士としての専門性を活用する中で有効な監査結果をまとめた。</p> <p>(2) 平成25年度の包括外部監査に対しても意欲的であり、次年度においては、本市における監査実績を踏まえ、より効率的・効果的な監査の実施が期待できる。</p>				

<平成25年2月定例会>

種別	その他	番号	議案第68号	所管	施設課、学校耐震化担当
件名	工事請負契約について(立花北小学校管理棟等耐震補強工事)				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市武庫町3丁目11番28号 株式会社松善工務店 代表取締役 紺屋 一弘				
2	契約金額 154,822,500円				
3	契約の方法 一般競争入札(制限付)				
4	開札年月日 平成25年1月17日				
5	工事内容 管理棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 4階建て 1棟 延べ面積 3,746平方メートル 主な工法 鉄骨ブレース工法 北棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟 延べ面積 2,497平方メートル 主な工法 パラレル工法 給食室棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 1階建て(渡り廊下部3階建て) 1棟 延べ面積 240平方メートル 主な工法 鉄骨ブレース工法 耐震補強工事に伴う電気設備工事 " 機械設備工事				
6	工期 契約締結の日から300日間				

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成 2 5 年 1 月 1 7 日
件 名	立花北小学校管理棟等耐震補強工事		
落 札 者 名	(株)松善工務店	落 札 金 額	147,450,000円
予 定 価 格	163,850,000円	最低制限価格	139,272,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
(株)松善工務店	147,450,000		
(株)柄谷工務店	149,800,000		
(株)オカモト・コンストラクション・システム	152,880,000		
(株)三田工務店	153,500,000		
(株)吉川組	158,400,000		
宮崎建設(株)	159,700,000		
港礎興業(株)	164,800,000		予定価格超過
大松建設(株)	168,000,000		予定価格超過
(株)山本工務店	175,000,000		予定価格超過

(金額は消費税を含まない。)

<平成25年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第69号	所 管	福祉課
件 名	訴えの提起について（災害援護資金貸付金返還請求事件）				
内 容					
<p>1 提起理由</p> <p>災害援護資金貸付金の償還を履行しない行方不明者である債務者に対して、その償還金の支払を求めるため、訴えの提起を行うもの。</p> <p>なお、償還を履行しない債務者に対しては、基本的に支払督促を活用しているが、債務者に送達しなければならないため、行方不明者には利用できないものである。</p> <p>2 当事者</p> <p>(1) 原告 尼崎市 代表者 稲村 和美</p> <p>(2) 被告 ■■■■■</p> <p>(3) 請求額 544,698円</p>					

< 平成 2 5 年 2 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 7 0 号	所 管	農政課
件 名	尼崎市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について				
内 容					
1	趣旨 尼崎市農業共済条例第 5 条第 2 項の規定により、平成 2 5 年度の農業共済事業における賦課総額及び賦課単価を定めるため、議決を求めるもの。				
2	賦課総額 1 1 2 千円				
3	賦課単価 水稲共済割 1 kg 当たり 0 . 7 7 円				
【参考】					
尼崎市農業共済条例（抄） （事務費の賦課）					
第 5 条 本市は、毎会計年度、本市が共済事業を行うため必要とする事務費予定額から法第 1 4 条の規定による国庫の負担に係る部分の金額その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額の事務費及び兵庫県農業共済組合連合会から本市に賦課された賦課金の支払に充てる費用を本市との間に共済関係の存する者に賦課するものとする。					
2	前項の賦課は、次の方式によりするものとし、賦課総額及び賦課単価は、市長が議会の議決を経て定める。				
	(1) 水稲共済割				
	(2)～(7) 略				

<平成25年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第71号	所 管	住宅管理担当
件 名	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）				
内 容					
1 提起理由 市営住宅等の家賃の長期滞納者に対して、滞納家賃の支払、住宅の明渡し及び損害賠償金の支払を求めるもの。					
2 当事者					
(1) 原告 尼崎市 代表者 稲村 和美					
(2) 被告氏名及び滞納金額等（8名）					
	氏 名	滞納 月数	滞納金額		
1	■■■■■	15	442,577円		
2	■■■■■	21	677,456円		
3	■■■■■	24	265,278円		
4	■■■■■	26	602,800円		
5	■■■■■ ※	20	457,900円		
6	■■■■■ ※	12	599,800円		
7	■■■■■ ※	15	610,842円		
8	■■■■■ ※	36	959,800円		
計			4,616,453円		
※ 平成24年12月31日現在の数値					

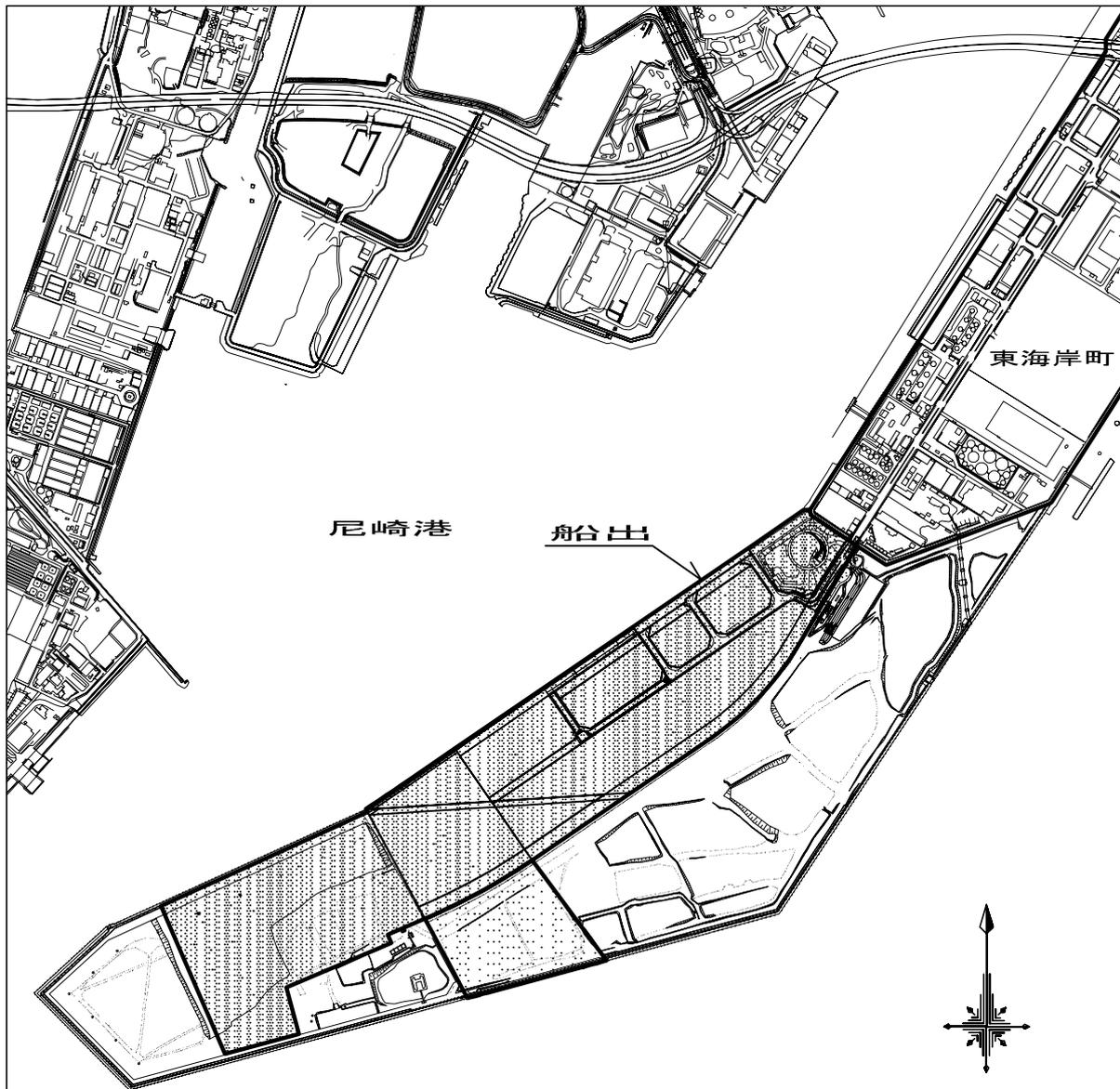
<平成25年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第72号	所 管	道路課
件 名	市道路線の認定及び廃止について				
内 容					
1 理由	<p>道路法第8条第2項(同法第10条第3項の規定において準用する場合を含む。)の規定により、市道路線を認定及び廃止するため、議決を求めるもの。</p>				
2 対象路線					
(1) 認定しようとする路線					
	路 線 名	起 点 ~ 終 点			
	市道第826号線	武庫豊町2丁目1-79 ~ 同1-69			
	市道第827号線	武庫豊町2丁目1-95 ~ 同1-10			
	市道第828号線	武庫豊町2丁目1-117 ~ 同1-34			
	市道第829号線	武庫豊町2丁目1-98 ~ 同1-57			
	市道第830号線	武庫豊町2丁目1-79 ~ 同1-6			
	市道第831号線	武庫豊町2丁目1-103 ~ 同1-127			
	市道第832号線	武庫豊町2丁目1-4 ~ 同1-68			
	市道第833号線	南竹谷町3丁目6-7 ~ 同6-81			
	市道第834号線	南竹谷町3丁目6-6 ~ 同6-61			
	市道第835号線	南竹谷町3丁目6-42 ~ 同6-10			
	市道第836号線	南竹谷町3丁目6-35 ~ 同6-83			
	市道第837号線	南竹谷町3丁目6-18 ~ 同6-25			
	市道第838号線	上ノ島町2丁目604-5 ~ 同604-5			
(2) 廃止しようとする路線					
	路 線 名	起 点 ~ 終 点			
	東富松区画第20号線	塚口町5丁目10-4 ~ 富松町1丁目901-5			

< 平成 2 5 年 2 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 7 3 号	所 管	河港課														
件 名	あらたに生じた土地の確認について																		
内 容																			
1 主旨	<p>尼崎市船出地先公有水面において、尼崎西宮芦屋港港湾管理者(兵庫県知事)から公有水面埋立てに関するしゅん功認可の通知があったため、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議決を求めるもの。</p>																		
2 あらたに生じた土地の所在及び面積	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>尼崎西宮芦屋港内公有水面埋立地</td> </tr> <tr> <td>埋立場所又は所在地</td> <td>尼崎市船出15番、20番、21番に隣接する 県有地の地先の公有水面</td> </tr> <tr> <td>施行者</td> <td>兵庫県</td> </tr> <tr> <td>しゅん功認可年月日 及びしゅん功認可番号</td> <td>平成24年12月5日 兵庫県指令港第1228号の2</td> </tr> <tr> <td>あらたに生じた土地の 面積</td> <td>67,873.09㎡</td> </tr> <tr> <td>全体計画面積</td> <td>約113ha</td> </tr> <tr> <td>すでに市域に編入され た面積</td> <td>501,607.20㎡</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">詳細は別紙のとおり</p>						尼崎西宮芦屋港内公有水面埋立地	埋立場所又は所在地	尼崎市船出15番、20番、21番に隣接する 県有地の地先の公有水面	施行者	兵庫県	しゅん功認可年月日 及びしゅん功認可番号	平成24年12月5日 兵庫県指令港第1228号の2	あらたに生じた土地の 面積	67,873.09㎡	全体計画面積	約113ha	すでに市域に編入され た面積	501,607.20㎡
	尼崎西宮芦屋港内公有水面埋立地																		
埋立場所又は所在地	尼崎市船出15番、20番、21番に隣接する 県有地の地先の公有水面																		
施行者	兵庫県																		
しゅん功認可年月日 及びしゅん功認可番号	平成24年12月5日 兵庫県指令港第1228号の2																		
あらたに生じた土地の 面積	67,873.09㎡																		
全体計画面積	約113ha																		
すでに市域に編入され た面積	501,607.20㎡																		
3 今後の予定	<p>3月 議決後、尼崎市長の告示</p>																		

位置図



1 : 15,000

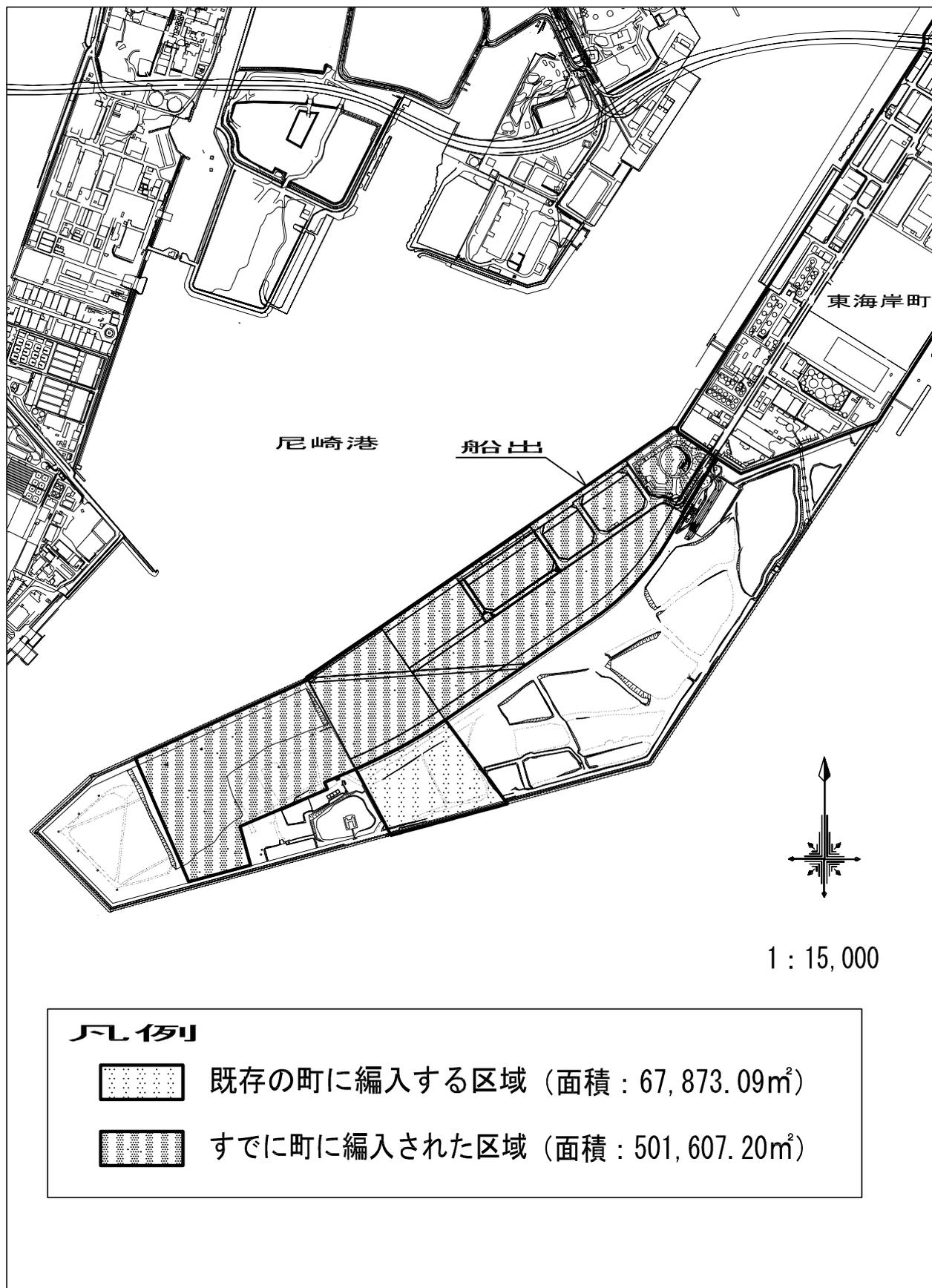
凡例

-  あらたに生じた土地 (面積 : 67,873.09㎡)
-  すでに市域に編入された土地 (面積 : 501,607.20㎡)

<平成25年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第74号	所 管	都市計画課
件 名	あらたに生じた土地の既存の町の区域への編入について				
内 容					
<p>1 主旨</p> <p>尼崎市船出地先公有水面において、尼崎西宮芦屋港港湾管理者(兵庫県知事)から公有水面埋立てに関するしゅん功認可の通知があり、あらたに生じた土地を既存の町の区域へ編入するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議決を求めるもの。</p> <p>2 既存の町の区域の編入先 船出(ふなで) 詳細は別紙編入する地域図のとおり</p> <p>3 今後の予定 3月 議決後、尼崎市長の告示</p>					

編入する地域図



<平成25年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第75号	所 管	資源循環課
件 名	訴えの提起について(損害賠償請求事件)				
内 容					
<p>1 提起理由</p> <p>尼崎市立クリーンセンターごみ焼却施設の建設工事の指名競争入札において、日立造船株式会社外5社が行った談合行為に係る弁護士費用請求訴訟の判決が平成24年12月6日に確定し、本市は住民側に弁護士費用等を支払う損害を被った。</p> <p>これらは、談合行為がなければ発生しない損害であり、談合行為と当該損害には相当因果関係があるとして、本市は日立造船株式会社に対し、損害賠償請求を行ったが、納期限を過ぎても支払う意思が示されないことから、請求額の支払を求めるため、訴えの提起を行うもの。</p> <p>2 当事者</p> <p>(1) 原告 尼崎市 代表者 稲村 和美</p> <p>(2) 被告 日立造船株式会社 代表取締役 古川 実</p> <p>(3) 損害賠償請求額 36,000,000円及び平成24年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員</p>					